

茨城県土地利用基本計画（計画書）の変更について

| 【目次】 | |
|-------------------------------------|------------|
| 諮問書（写） | … 本書の裏面 |
| 茨城県土地利用基本計画書の変更の概要 | … 資料 1 - 1 |
| 茨城県土地利用基本計画（案）における原案からの 変更箇所一覧 | … 資料 1 - 2 |
| 茨城県土地利用基本計画書 新旧対照表 | … 資料 1 - 3 |
| 茨城県土地利用基本計画書（原案） | … 資料 1 - 4 |
| 茨城県土地利用基本計画（計画書）の変更に係る経過 及び今後の予定 | … 資料 1 - 5 |



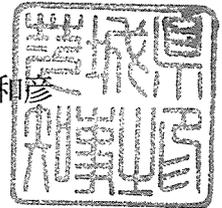
地振諮問第1号

茨城県国土利用計画審議会

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた茨城県土地利用基本計画の一部を下記のとおり変更したいので、同条第14項において準用する同条第10項の規定により意見を求める。

令和6年7月26日

茨城県知事 大井川 和彦



記

土地利用基本計画については、国土利用計画法第9条第9項で、国が定める国土利用計画を基本とすることが規定されていることから、令和5年7月28日に閣議決定された第六次国土利用計画（全国計画）との整合を図るため、計画書の見直しを求めるものである。

茨城県土地利用基本計画の変更の概要

朱書き箇所：現計画からの変更内容

黄色塗り箇所：原案からの変更内容

計画の目的及び変更理由

- 国土利用計画法第9条の規定に基づき都道府県が策定する、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るための基本的計画であり、
 - ・個別規制法（都市計画法、農振法、森林法等）に基づく諸計画の上位計画として、行政内部の総合調整機能
 - ・土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての機能
 を有する
- 土地利用基本計画は国が定める国土利用計画を基本とすることから、令和5年7月に閣議決定された第六次国土利用計画（全国計画）を踏まえ、**人口減少や自然災害への対応、DXの推進等に係る**所要の見直しを行う

第1章 県土利用の状況及び基本的条件の変化と課題

1 県土利用の状況

(1) 県土の概要

- ・東京都と近接し、水と緑に恵まれた多彩な県土を形成
- ・全国第4位の可住地面積を有し、気候も温和で自然災害が少なく暮らしやすい環境

(2) 土地利用の動向（H26→R4年）

- ・農地は減少傾向、道路・宅地は増加傾向
 （農地：172,300ha→160,700ha）
 （道路：42,700ha→43,400ha、宅地：74,100ha→77,100ha）

2 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

(1) 人口減少・高齢社会の急速な進展

人口減少による土地需要の減少に伴い、県土の利用と管理が縮小するおそれ
 ➔ 県土の適切な利用・管理のあり方の構築が重要

(2) 安全・安心な県土利用の実現の重要性

地震や水害等、相次ぐ自然災害の発生による安全・安心への県民の意識の高まり
 ➔ **防災・減災対策の強化とともに安全性を高める県土利用・管理への転換が重要**

(3) 自然環境の保全と活用の重要性

自然環境悪化や生物多様性損失のおそれ
 ➔ **カーボンニュートラルの実現等による**自然環境と調和した持続可能な経済社会システムの構築が重要

(4) 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進と地域における移動手段の確保

陸・海・空の広域交通ネットワークの整備が進展する一方、地域の足となる**地域公共交通の維持が困難となるおそれ**
 ➔ **物流や観光など多様な分野における交流拡大や広域連携を推進するほか、生活の基盤となる移動手段を持続可能な形で確保することが重要**

(5) デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決

社会経済におけるデジタル化の進展や多様化する価値観
 ➔ **デジタルの活用と官民連携により（1）～（4）の変化に対応し、豊かさの実現と人々が安心して住み続けられる地域づくりが重要**

第2章 県土利用の基本方向

1 県土利用の基本目標

| | | |
|--|---|--|
| <p>「コンパクト＋ネットワーク」による土地利用の転換</p> <p>生活に必要な都市機能の確保を図りつつ、中長期的には拡散型の土地利用を抑制し、都市機能を都市中心部や生活拠点等に集約するとともに、各地域をネットワークで結ぶ「コンパクト＋ネットワーク」による暮らしやすい土地利用へ転換</p> | <p>健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくり</p> <p>県土環境のめまぐるしい変化の中においても、健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくりを目指し、自然環境や美しい景観等の保全を図り、水や緑に親しめる環境づくりと自然環境保全の意識啓発を推進</p> | <p>県土の有効利用と適切な維持管理</p> <p>ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施しつつ、最先端の科学技術の集積や広域交通ネットワーク等の地域資源を最大限活用できるよう、県土の有効利用と適切な維持管理を図る</p> |
|--|---|--|

2 県土利用の基本方針

| | | |
|---|--|--|
| <p>(1) 適切な県土管理を実現する県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の推進 所有者不明土地等の低未利用土地や空き家の管理・利用の円滑化 居住・都市機能の誘導と地域公共交通ネットワークの確保・充実の一体的な推進 荒廃農地の発生防止・解消 産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用 | <p>(2) 安全・安心を実現する県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策の実施 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進 災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限、より安全な地域への居住等の誘導 災害の防止等に重要な役割を果たす森林の整備・保全 事前防災・事前復興の観点からの地域づくり | <p>(3) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全・再生、森・里・まち・川・海のつながりを確保した生態系ネットワークの形成にむけ多様な主体の連携 自然環境が有する多機能を活用した地域課題の解決 カーボンニュートラルの実現に向けた取組の促進 |
| <p>(4) 県土利用・管理DXを含む複合的な施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合的な効果をもたらす施策による県土の多面的機能の発展と利用価値向上 分野横断的に地域の情報を活用し、対策の検討 デジタル技術の徹底活用、各主体が所有するデータのオープン化による利活用の促進 | <p>(5) 多様な主体による県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民連携による取組や、多様な主体の連携・協働のもとでの自助・共助・公助による持続可能な地域コミュニティの形成を促進 県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県民参加による県土管理の推進 | |

第2章 県土利用の基本方向

3 五地域の土地利用の原則

| 地域名 | 細区分 | 土地利用の原則 |
|--|--|---|
| (1)都市地域 (都市計画法に基づく都市計画区域) | <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域及び用途地域 ・市街化調整区域 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会に対応した集約型土地利用に向け、災害リスクの高い地域については、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住の誘導を図る ・低未利用土地や空き家等を利活用することにより土地利用を効率化しながら、都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図る ・防災・減災のための施設整備に加え、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを推進 |
| (2)農業地域 (農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域) | <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・農用地はその保全と有効利用を図り、食料供給源のほか多面的機能を発揮 ・荒廃農地の再生利用や優良農地の確保、農地の集積・集約化を推進 ・農用地区域において新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備 |
| (3)森林地域 (森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林) | <ul style="list-style-type: none"> ・保安林 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源のかん養、山地災害の防止、カーボンニュートラルへの寄与等、森林の有する公益的機能を発揮 ・多様な動植物が生息・生育する森林は、生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用に向け、適正な維持と自然環境の保全を図る |
| (4)自然公園地域 (自然公園法に基づく自然公園地域等) | <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域 ・普通地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・行為規制や生物多様性の把握及び保全等により、優れた自然の風景地の保護及び利用の増進を図る |
| (5)自然保全地域 (自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等) | <ul style="list-style-type: none"> ・特別地区 ・普通地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然環境の積極的な保全を図る |

第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

1 調整指導方針

| 五地域区分 | 五地域区分 細区分 | 都市地域 | | | 農業地域 | | 森林地域 | | 自然公園地域 | | 自然保全地域 | |
|--------|--------------|-------------|---------|-----|-------|-----|------|-----|--------|------|--------|------|
| | | 市街化区域及び用途地域 | 市街化調整区域 | その他 | 農用地区域 | その他 | 保安林 | その他 | 特別地域 | 普通地域 | 特別地区 | 普通地区 |
| 都市地域 | 市街化区域及び用途地域 | | | | | | | | | | | |
| | 市街化調整区域 | × | | | | | | | | | | |
| | その他 | × | × | | | | | | | | | |
| 農業地域 | 農用地区域 | × | ← | ← | | | | | | | | |
| | その他 | × | ↶ | △ | × | | | | | | | |
| 森林地域 | 保安林 | × | ← | ← | × | ← | | | | | | |
| | その他 | ▲ | ↶ | △ | ↑ | ← | × | | | | | |
| 自然公園地域 | 特別地域 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | | | | |
| | 普通地域 | ※ | ↶ | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | | | |
| 自然保全地域 | 特別地区 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × | | |
| | 普通地区 | × | ↶ | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × | × | |

【凡例】

- × : 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの
- ← : 矢印方向の土地利用を優先する。
- ↶ : 原則として、矢印方向の利用を優先し、都市的な利用を抑制する(特定の場合を除く。)
- ↵ : 原則として、矢印方向の利用を優先するものとするが、矢印方向の利用との調整を図りながら、他方の利用を認める。
- ▲ : 原則として、都市的な利用を優先するが、**緑地としての森林の保全に努める。**
- △ : 土地利用の現況に留意しつつ、両地域間の調整を図りながら、都市的な利用を認める。
- ※ : **自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る。**
- : 両地域が両立するよう調整を図る。

2 留意事項

土地利用調整に当たって留意する事項

- (1)各法令の理念の遵守及び法令間の適切な連携・調整による土地の合理的利用の確保
- (2)市町村の土地利用に関する諸計画及び施策との調整
- (3)農用地の無秩序な転換の防止と優良農地の確保
- (4)森林の有する公益的機能を十分に考慮した周辺土地利用との調整
- (5)農山村における土地利用混在による弊害防止のための必要な土地利用のまとまりの確保
- (6)大規模な土地利用の転換における県土、環境の保全等の配慮
また、産業系土地利用における広域交通ネットワークの活用

茨城県土地利用基本計画（案）における原案からの変更箇所一覧

◎茨城県国土利用計画審議会委員からの意見への対応

| | | | | |
|---|----|--|--|--|
| 1 | 意見 | 【新旧対照表 7～8 ページ (2) 安全・安心な県土利用の実現の重要性】 冒頭部の記載については、災害の範囲については広めに取った方がいいのではないか。原案では「水害だけ」といった印象を受ける文章となっている。 | | |
| | 対応 | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【原案】 水害等の相次ぐ自然災害の経験により、居住地や公共施設の立地など県土利用面における安全・安心に対する県民の意識が高まりを見せている。 【修正案】 ※P7、20行目～22行目 本県においては、甚大な被害を受けた平成23年3月の東日本大震災のほか、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風など、相次ぐ自然災害の経験により、居住地や公共施設の立地など県土利用面における安全・安心に対する県民の意識が高まりを見せている。 【根拠計画等】 ●茨城県国土強靱化計画(R4.3) 第2章 茨城県における国土強靱化の基本的な考え方 1 基本理念 (1) 強くしなやかないばらきづくり | | |
| 2 | 意見 | ローカルな交通が地域交通の足となっている現状から、これを支えていくような方向性の記載を追記するべきではないか。 | | |
| | 対応 | ご意見を踏まえ、以下のとおり項目名を修正するとともに、地方公共交通について追記します。 ○新旧対照表 8～10 ページ (4) 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進 【項目名の修正】 ※P8、26行目～P9、1行目 原案：広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進 修正案：広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進と地域における移動手段の確保 【追記内容】 ※P10、8行目～15行目 一方、地域公共交通については、今後更に人口減少が進む中、その維持が困難となることが想定される。通勤通学や買い物、医療・福祉・介護施設へのアクセス等に不可欠な地域の足の確保に向け、抜本的な対策の強化が求められている。 このような状況の中、市町村や交通事業者等と連携しながら持続可能な公共交通ネットワークの形成を図り、県民の自立した日常生活や社会生活の基盤となる移動手段を確保していくことが重要である。 ○新旧対照表 12～15 ページ (1) 適切な県土管理を実現する県土利用・管理 【原案】 都市においては、「コンパクト+ネットワーク」の実現のため、居住・都市機能の誘導と地域公共交通ネットワークの確保・充実を一体的に推進することが重要である。地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を都市中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への無秩序な市街地の拡大を抑制する。 【修正案】 ※P13、23行目～25行目 都市においては、「コンパクト+ネットワーク」の実現のため、居住・都市機能の誘導と地域公共交通ネットワークの確保・充実を一体的に推進することが重要である。地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を都市中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への無秩序な市街地の拡大を抑制するほか、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークを構築する。 【根拠計画等】 ●第三次国土形成計画(全国計画)(R5.7) 第1部 新たな国土の将来ビジョン 第1章 時代の重大な岐路に立つ国土 第1節 我が国が直面するリスクと構造的な変化(国土をめぐる状況変化) 1. 地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり (1) 未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機～人口減少・流出の加速と利便性の低下の悪循環～ ●第二次茨城県総合計画(R4.3) 第3部 基本計画 第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり II 「新しい安心安全」へのチャレンジ 政策9 安心して暮らせる社会 施策1 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上 主な取組1、2 ●第六次国土利用計画(全国計画)(R5.7) 3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 (5) 持続可能な国土管理 ア | | |

| | | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|--|
| 3 | 意見 | 【新旧対照表10～11ページ (5) デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決】 「行政中心の取組には限界がある」との文言は計画に記載しない方が良いのではないかと。 | | | | |
| | 対応 | <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <table border="1"> <tr> <td>【原案】 また、県民の多様化する価値観に即して、地域が直面する諸課題に迅速に対応するためには、<u>人材や財政面で制約に直面している</u>行政中心の取組には限界があることから、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体が連携・協働して、地域課題の解決に当たる必要がある。</td> <td>【修正案】 ※P10、22行目～25行目 また、県民の多様化する価値観に即して、地域が直面する諸課題に迅速に対応するためには、行政中心の取組のみならず、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体が連携・協働して、地域課題の解決に当たる必要がある。</td> <td>【根拠計画等】 ●第三次国土形成計画(全国計画)(R5.7) 第1部 新たな国土の将来ビジョン 第2章 目指す国土の姿 第1節 国土づくりの目標 3. 国土づくりの戦略的視点 (1) 民の力を最大限発揮する官民連携</td> </tr> </table> | | | 【原案】 また、県民の多様化する価値観に即して、地域が直面する諸課題に迅速に対応するためには、 <u>人材や財政面で制約に直面している</u> 行政中心の取組には限界があることから、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体が連携・協働して、地域課題の解決に当たる必要がある。 | 【修正案】 ※P10、22行目～25行目 また、県民の多様化する価値観に即して、地域が直面する諸課題に迅速に対応するためには、行政中心の取組のみならず、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体が連携・協働して、地域課題の解決に当たる必要がある。 |
| 【原案】 また、県民の多様化する価値観に即して、地域が直面する諸課題に迅速に対応するためには、 <u>人材や財政面で制約に直面している</u> 行政中心の取組には限界があることから、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体が連携・協働して、地域課題の解決に当たる必要がある。 | 【修正案】 ※P10、22行目～25行目 また、県民の多様化する価値観に即して、地域が直面する諸課題に迅速に対応するためには、行政中心の取組のみならず、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体が連携・協働して、地域課題の解決に当たる必要がある。 | 【根拠計画等】 ●第三次国土形成計画(全国計画)(R5.7) 第1部 新たな国土の将来ビジョン 第2章 目指す国土の姿 第1節 国土づくりの目標 3. 国土づくりの戦略的視点 (1) 民の力を最大限発揮する官民連携 | | | | |
| 4 | 意見 | 【新旧対照表12～15ページ (1) 適切な県土管理を実現する県土利用・管理】 「さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図る。」について、具体的にどのような施策があるのかわからない。 | | | | |
| | 対応 | <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <table border="1"> <tr> <td>【原案】 さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の<u>連携の強化など</u>、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図る。</td> <td>【修正案】 ※P13、15行目～16行目 さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図る。</td> <td>【根拠計画等】 ●第六次国土利用計画(全国計画)(R5.7) (1) 国土利用の基本方針 1. 国土の利用に関する基本構想 イ 国土利用の基本方針 (ア) 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理</td> </tr> </table> | | | 【原案】 さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の <u>連携の強化など</u> 、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図る。 | 【修正案】 ※P13、15行目～16行目 さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図る。 |
| 【原案】 さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の <u>連携の強化など</u> 、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図る。 | 【修正案】 ※P13、15行目～16行目 さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図る。 | 【根拠計画等】 ●第六次国土利用計画(全国計画)(R5.7) (1) 国土利用の基本方針 1. 国土の利用に関する基本構想 イ 国土利用の基本方針 (ア) 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理 | | | | |
| 5 | 意見 | 森林の保全については、炭素固定効果という面からも非常に重要なので、計画の中で言及してもいいのではないかと。 | | | | |
| | 対応 | ご意見を踏まえ、以下のとおり森林のカーボンニュートラルへの寄与について追記します。 | | | | |
| | | ○新旧対照表12～15ページ (1) 適切な県土管理を実現する県土利用・管理 | | 【根拠計画等】 ●茨城県地球温暖化対策実行計画(R5.3) 第4章 温室効果ガス排出削減対策 4.4 温室効果ガス削減対策等の取組 4.4.7 森林吸収源対策等 (2) 取組 | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td>【原案】 森林については、森林湖沼環境税等を活用した森林経営の集約化等により、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。</td> <td>【修正案】 ※P14、25行目～26行目 森林については、森林湖沼環境税等を活用した森林経営の集約化等により、県土の保全、水源のかん養、<u>カーボンニュートラルへの寄与</u>等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。</td> </tr> </table> | 【原案】 森林については、森林湖沼環境税等を活用した森林経営の集約化等により、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。 | 【修正案】 ※P14、25行目～26行目 森林については、森林湖沼環境税等を活用した森林経営の集約化等により、県土の保全、水源のかん養、 <u>カーボンニュートラルへの寄与</u> 等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。 | | |
| 【原案】 森林については、森林湖沼環境税等を活用した森林経営の集約化等により、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。 | 【修正案】 ※P14、25行目～26行目 森林については、森林湖沼環境税等を活用した森林経営の集約化等により、県土の保全、水源のかん養、 <u>カーボンニュートラルへの寄与</u> 等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。 | | | | | |
| ○新旧対照表24～26ページ (3) 森林地域 | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>【原案】 森林地域の土地利用については、森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源のかん養、山地災害の防止等、森林の有する公益的な機能を発揮させるものとする。</td> <td>【修正案】 ※P25、3行目 森林地域の土地利用については、森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源のかん養、山地災害の防止、<u>カーボンニュートラルへの寄与</u>等、森林の有する公益的な機能を発揮させるものとする。</td> </tr> </table> | 【原案】 森林地域の土地利用については、森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源のかん養、山地災害の防止等、森林の有する公益的な機能を発揮させるものとする。 | 【修正案】 ※P25、3行目 森林地域の土地利用については、森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源のかん養、山地災害の防止、 <u>カーボンニュートラルへの寄与</u> 等、森林の有する公益的な機能を発揮させるものとする。 | | | |
| 【原案】 森林地域の土地利用については、森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源のかん養、山地災害の防止等、森林の有する公益的な機能を発揮させるものとする。 | 【修正案】 ※P25、3行目 森林地域の土地利用については、森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源のかん養、山地災害の防止、 <u>カーボンニュートラルへの寄与</u> 等、森林の有する公益的な機能を発揮させるものとする。 | | | | | |

| | | | |
|---|----|--|---|
| 6 | 意見 | 【新旧対照表20～21ページ (5) 多様な主体による県土利用・管理】 「互助・共助・公助」といったキーワードは削除する必要はないのではないか。 | |
| | 対応 | <p>ご意見を踏まえ、以下のとおり現行計画の記述を一部修正した内容で追記します。</p> <p>【追記内容】 ※P20、22行目～26行目 特に、(1)～(3)の基本方針における地域課題への対応においては、県民・企業・自治会・NPO・行政等の連携・協働のもと、自助・共助・公助による持続可能な地域コミュニティの形成を促進することが必要である。</p> <p>【根拠計画等】 ●第二次茨城県総合計画(R4.3) 第3部 基本計画 第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり Ⅱ「新しい安心安全」へのチャレンジ 政策9 安心して暮らせる社会 施策1 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上 主な取組4</p> | |
| 7 | 意見 | 【新旧対照表23ページ イ 市街化調整区域】 緑地の保全等に関する記載を削除する必要はないのではないか。 | |
| | 対応 | <p>ご意見を踏まえ、現計画における緑地の保全に関する記載は引き続き記載することといたします。</p> <p>【原案】 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、新たな開発行為等を限定し、市街化を抑制するものとする。</p> | <p>【修正案】 ※P23、3行目～4行目 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、新たな開発行為等を限定し、<u>良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図り</u>、市街化を抑制するものとする。</p> |
| 8 | 意見 | 【新旧対照表24～26ページ (3) 森林地域】 生物多様性や生態系サービス等に関する記載を削除する必要はないのではないか。 | |
| | 対応 | <p>ご意見を踏まえ、現計画における生物多様性や生態系サービス等に関する記載は引き続き記載することといたします。</p> <p>【再記載内容】 ※P25、8行目～13行目 特に、平地林や里山林においては、地域住民等による身近な緑としての保全・整備を促進するとともに、多様な動植物が生息・生育する森林については、生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用に向けて、次世代へ引き継ぐべき貴重な財産として、適正な維持と自然環境の保全を図るものとする。</p> | |
| 9 | 意見 | 【新旧対照表25ページ ア 保安林】 水源かん養等に関する記載を削除する必要はないのではないか。 | |
| | 対応 | <p>ご意見を踏まえ、現計画における水源かん養に関する記載は引き続き記載することといたします。</p> <p>【原案】 保安林（森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定による保安林をいう。以下同じ。）の区域については、他用途への転用は、原則として行わないものとする。</p> | <p>【修正案】 ※P25、17行目～20行目 保安林（森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定による保安林をいう。以下同じ。）の区域については、<u>県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることに鑑み、その積極的な配備と適正な管理を進めるとともに</u>、他用途への転用は、原則として行わないものとする。</p> |

◎その他の変更点

| | | | | |
|---|------|---|--|-----------------|
| 1 | 変更箇所 | 新旧対照表 5 ページ イ 森林 | | |
| | 内容 | <p>【原案】 一方、<u>木材価格の低迷</u>等による林業の停滞や森林所有者の森林管理意欲の低下などにより、適切な管理が行われていない森林の増大が懸念されている。</p> | <p>【修正案】 ※P5、8行目 一方、<u>山元立木価格の長期低迷</u>等による林業の停滞や森林所有者の森林管理意欲の低下などにより、適切な管理が行われていない森林の増大が懸念されている。</p> | |
| 2 | 変更箇所 | 新旧対照表 8～10ページ (4) 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進と地域における移動手段の確保 | | |
| | 内容 | <p>【原案】 また、つくばエクスプレスの東京及び土浦への延伸をはじめ、地下鉄 8 号線、ひたちなか海浜鉄道の延伸が期待されている。</p> | <p>【修正案】 ※P9、17行目 また、つくばエクスプレスの東京及び土浦への延伸をはじめ、地下鉄 8 号線、ひたちなか海浜鉄道<u>湊線</u>の延伸が期待されている。</p> | |
| 3 | 変更箇所 | 新旧対照表15～17ページ (2) 安全・安心を実現する県土利用・管理 | | |
| | 内容 | <p>【原案】 加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。</p> | <p>【修正案】 ※P17、2行目～3行目 加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、<u>防災・減災対策を常にアップデートしながら</u>、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。</p> | |
| 4 | 変更箇所 | 新旧対照表28～29ページ (2) 都市地域と森林地域とが重複する地域 新旧対照表34～35ページ ○五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針（整理表） | | |
| | 内容 | <p>【原案】 原則として、都市的な利用を優先するものとするが、<u>森林の機能維持について調整を図る</u>ものとする。</p> | <p>【修正案】 ※P28、24行目～25行目 P34、10行目～11行目 原則として、都市的な利用を優先するものとするが、<u>緑地としての森林の保全に努める</u>ものとする。</p> | (現行計画における記載へ戻す) |
| 5 | 変更箇所 | 新計画案23～28ページ 3 用語解説 | | |
| | 内容 | <p>【追記】 ※P26 2段目 「地下鉄 8 号線」の用語解説を追記</p> | | |

茨城県土地利用基本計画 新旧対照表

| 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 | 新計画 (第六次全国計画を基本) | 現計画 (第五次全国計画を基本) | 備考 (引用元等) |
|---|---|---|--------------|
| 14 | 目次 | 目次 | |
| 15 | 前文 | 前文 | |
| 16 | 第1章 県土利用の状況及び基本的条件の変化と課題 | 第1章 県土利用の状況と基本的条件の変化 | |
| 17 | 1 県土利用の状況 | 1 県土利用の状況 | |
| 18 | 2 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題 | 2 県土利用をめぐる基本的条件の変化 | |
| 19 | 第2章 県土利用の基本方向 | 第2章 県土利用の基本方向 | |
| 20 | 1 県土利用の基本目標 | 1 県土利用の基本目標 | |
| 21 | 2 県土利用の基本方針 | 2 県土利用の基本方針 | |
| 22 | 3 五地域の土地利用の原則 | 3 五地域の土地利用の原則 | |
| 23 | 第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整 指導方針 | 第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整 指導方針 | |
| 24 | 1 調整指導方針 | 1 調整指導方針 | |
| 25 | 2 留意事項 | 2 留意事項 | |
| 26 | 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導 方針（整理表） | 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導 方針（整理表） | |
| 27 | (参考資料) | (参考資料) | |
| 28 | 1 土地利用基本計画図地域区分別面積 | 1 土地利用基本計画図地域区分別面積 | |
| 29 | 2 県土利用の推移 | 2 用語解説 | |
| 30 | 3 用語解説 | 3 茨城県土地利用基本計画（計画書）の変更に係る経過 | |
| 31 | — | 4 国土利用計画関係法令等 | |
| 32 | — | | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>1 前 文</p> <p>2</p> <p>3 この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、茨城県</p> <p>4 の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用</p> <p>5 計画法第9条の規定に基づき策定したものであり、同法に基づく土</p> <p>6 地取引規制及び土地利用に関する他法令等に基づく開発行為の規制</p> <p>7 その他の措置を実施するに当たっての基本となるものである。</p> <p>8 つまり、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する</p> <p>9 法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法</p> <p>10 」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総</p> <p>11 合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発</p> <p>12 行為については個別規制法を通して間接的に、規制の基準としての</p> <p>13 役割を果たすものである。</p> <p>14 この基本計画については、国が定める国土利用計画を基本とする</p> <p>15 ことから、<u>令和5年7月28日</u>に閣議決定された<u>第六次</u>国土利用計画（</p> <p>16 全国計画）との整合を図るため、変更するものである。</p> <p>17 <u>なお、前回の平成29年3月における本計画の変更に際し、</u>県国土</p> <p>18 利用計画に定めていた内容との重複や相違点を解消するため、同計</p> <p>19 画を基本計画に統合し、県土利用の総合的方針を示す計画として一</p> <p>20 本化<u>している</u>。</p> <p>21</p> <p>22 第1章 県土利用の状況<u>及び</u>基本的条件の<u>変化と課題</u></p> <p>23 1 県土利用の状況</p> <p>24 (1) 県土の概要</p> <p>25 本県は、関東地方の北東部に位置し、政治・経済の中心地で</p> <p>26 大消費地でもある東京からおよそ35～160km圏と近接している。</p> | <p>前 文</p> <p>この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、茨城県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき策定したものであり、同法に基づく土地取引規制及び土地利用に関する他法令等に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となるものである。</p> <p>つまり、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通して間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。</p> <p>この基本計画については、国が定める国土利用計画を基本とすることから、<u>平成27年8月14日</u>に閣議決定された<u>第五次</u>国土利用計画（全国計画）との整合を図るため、変更するものである。</p> <p><u>また、変更に際しては、</u>_____県国土利用計画に定めていた内容との重複や相違点を解消するため、同計画を基本計画に統合し、県土利用の総合的方針を示す計画として一本化<u>することとする</u>。</p> <p>第1章 県土利用の状況<u>と</u> 基本的条件の<u>変化</u>_____</p> <p>1 県土利用の状況</p> <p>(1) 県土の概要</p> <p>本県は、関東地方の北東部に位置し、政治・経済の中心地で大消費地でもある東京からおよそ35～160km圏と近接している。</p> | |
|---|---|--|

1 県北地域は、阿武隈・八溝山系の山々が連なるとともに、変化
 2 に富んだ海岸線など優れた自然景観を有しており、県央から県
 3 南西地域にかけての地域は、肥沃な平地が広がる豊かな穀倉地
 4 帯となっているほか、筑波山や全国第2位の面積を有する霞ヶ
 5 浦、ラムサール条約登録湿地である涸沼など、水と緑に恵まれ
 6 た多彩な県土を形成している。

7 このような本県は、全国第4位の可住地面積を有し、気候も
 8 温和で自然災害が少なく、ゆとりある居住環境を備えており、
 9 都市的な生活と自然の豊かさを享受できる、暮らしやすい環境
 10 にある。

11 表 県土利用の状況

| 区分 | 平成26年 | 令和4年 | | R4/H26 比率 (%) |
|----------|---------|---------|---------|------------------|
| | (ha) | (ha) | 構成比 (%) | |
| 農地 | 172,300 | 160,700 | 26.4 | 93.3 |
| 田 | 99,300 | 94,800 | 15.5 | 95.5 |
| 畑 | 72,900 | 65,900 | 10.8 | 90.4 |
| 森林 | 187,300 | 187,900 | 30.8 | 100.3 |
| 原野等 | 1,000 | 700 | 0.1 | 70.0 |
| 水面・河川・水路 | 53,700 | 53,600 | 8.8 | 99.8 |
| 道路 | 42,700 | 43,400 | 7.1 | 101.6 |
| 宅地 | 74,100 | 77,100 | 12.6 | 104.0 |
| 住宅地 | 46,300 | 48,300 | 7.9 | 104.3 |
| 工業用地 | 8,500 | 8,900 | 1.5 | 104.7 |
| その他の宅地 | 19,300 | 19,900 | 3.3 | 103.1 |
| その他 | 78,600 | 86,400 | 14.2 | 109.9 |
| 合計 | 609,700 | 609,800 | 100.0 | 100.0 |

11 県北地域は、阿武隈・八溝山系の山々が連なるとともに、変化
 12 に富んだ海岸線など優れた自然景観を有しており、県央から県
 13 南西地域にかけての地域は、肥沃な平地が広がる豊かな穀倉地
 14 帯となっているほか、筑波山や全国第2位の面積を有する霞ヶ
 15 浦、ラムサール条約登録湿地である涸沼など、水と緑に恵まれ
 16 た多彩な県土を形成している。

17 このような本県は、全国第4位の可住地面積を有し、気候も
 18 温和で自然災害が少なく、ゆとりある居住環境を備えており、
 19 都市的な生活と自然の豊かさを享受できる、暮らしやすい環境
 20 にある。

21 表 県土利用の状況

| 区分 | 平成17年 | 平成26年 | | H26/H17 比率 (%) |
|----------|---------|---------|---------|-------------------|
| | (ha) | (ha) | 構成比 (%) | |
| 農地 | 177,200 | 172,300 | 28.3 | 97.2 |
| 田 | 101,200 | 99,300 | 16.3 | 98.1 |
| 畑 | 76,000 | 72,900 | 12.0 | 95.9 |
| 森林 | 189,300 | 186,500 | 30.6 | 98.5 |
| 原野等 | 800 | 1,000 | 0.2 | 150.0 |
| 水面・河川・水路 | 53,700 | 53,700 | 8.8 | 100.0 |
| 道路 | 41,100 | 42,700 | 7.0 | 103.4 |
| 宅地 | 69,800 | 74,100 | 12.2 | 106.2 |
| 住宅地 | 43,400 | 46,300 | 7.6 | 106.7 |
| 工業用地 | 8,300 | 8,500 | 1.4 | 102.4 |
| その他の宅地 | 18,100 | 19,300 | 3.2 | 106.6 |
| その他 | 77,700 | 79,500 | 13.0 | 102.2 |
| 合計 | 609,600 | 609,700 | 100.0 | 100.0 |

22 前回計画変更時
 23 の平成26年の森
 24 林面積及びその
 25 他の面積は、集
 26 計方法の変更に
 27 より数値が異な
 っている。

(資料：地域振興課調べ)

- ※1 平成26年は前回の本計画変更時における土地利用の状況、令和4年は直近の土地利用の現状
- ※2 原野等とは、原野、採草放牧地等である。
- ※3 その他の宅地とは、主に商業・サービス・業務などの施設用地である。
- ※4 その他とは、合計（県土面積）から、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いた面積であり、公園・緑地といった公共・公益施設用地、ゴルフ場などのレクリエーション施設用地、荒廃農地や空き地のうち、登記簿に雑種地として記載されているもの等が含まれる。

(2) 土地利用の動向

ア 農地

本県は、令和4年の農業産出額が、6年連続で全国第3位となるなど、日本有数の農業県として確固たる地位を確立している。平坦な地形を活用し、総じて低地部では稲作が、丘陵部や台地部では畑作が展開されている。

農地面積は、前回の計画変更時の土地利用状況と比較すると平成26年以降も、一貫して減少しており、前回の計画期間と比べると減少傾向が強まっている。令和4年時点では田が94,800ha、畑が65,900ha、計160,700haとなっている。

- ※1 平成17年は前計画における基準年次、平成26年は直近の土地利用の現状
- ※2 原野等とは、原野、採草放牧地等であり、平成24年から、採草放牧地が含まれることとなった。
- ※3 その他の宅地とは、主に商業・サービス・業務などの施設用地である。
- ※4 その他とは、
公共・公益施設用地、ゴルフ場などのレクリエーション施設用地等である。

(2) 土地利用の動向

ア 農地

本県は、平成26年の農業産出額が、7年連続で全国第2位となるなど、日本有数の農業県として確固たる地位を確立している。平坦な地形を活用し、総じて低地部では稲作が、丘陵部や台地部では畑作が展開されている。

農地面積は、平成17年以降、一貫して減少しており、土地利用区分の中では最も減少率が大きくなってはいるものの、前々回の計画期間と比べると減少率は鈍化してきている。平成26年時点では田が99,300ha、畑が72,900ha、計172,300haとなっている。

| | | |
|---|---|--|
| <p>1 イ 森林</p> <p>2 本県の森林地域は、県域の北部から北西部の山地部にかけて</p> <p>3 の山岳林と広大な平野部に点在する平地林で構成されている。</p> <p>4 森林面積は平成26年以降、<u>それまでの減少傾向から、概ね横</u></p> <p>5 <u>這いの傾向へと移っており、令和4年</u>時点では<u>187,900ha</u>となっ</p> <p>6 ている<u>ほか</u>、土地利用区分の構成比は<u>30.8%</u>と、全区分の中で</p> <p>7 1位になっている。</p> <p>8 <u>一方、山元立木価格の長期低迷</u>等による林業の停滞や森林所</p> <p>9 有者の森林管理意欲の低下などにより、<u>適切な管理が行われて</u></p> <p>10 <u>いない</u>森林の増大が懸念されている。</p> <p>11</p> <p>12 ウ 原野等</p> <p>13 本県の原野等は、<u>令和4年</u>時点で<u>700ha</u>となっており、その</p> <p>14 大部分が採草放牧地である<u>。</u>それ以外の原野については、雑</p> <p>15 草・低木が生える湿地となっており、近年の自然保護に対する</p> <p>16 県民意識の高まり等により、その希少性が注目され、土地利用</p> <p>17 転換に対する抑制の機運が高まりつつある。</p> <p>18</p> <p>19 エ 水面・河川・水路</p> <p>20 全国第2位の面積を誇る霞ヶ浦等の湖沼や、利根川をはじめ</p> <p>21 とする多くの大小河川を有する本県の水面・河川・水路の面積</p> <p>22 は、<u>令和4年</u>時点で<u>53,600ha</u>となっている。</p> <p>23 湖沼や河川において、治水・利水対策が進められる一方で、</p> <p>24 水路については、水田の減少に伴う面積の減少がみられるが、</p> <p>25 全体では近年は概ね横這いの傾向にある。</p> <p>26</p> | <p>イ 森林</p> <p>本県の森林地域は、県域の北部から北西部の山地部にかけて</p> <p>の山岳林と広大な平野部に点在する平地林で構成されている。</p> <p>森林面積は平成17年以降、減少傾向<u>にあり</u>、</p> <p><u>平成26年</u>時点では<u>186,500ha</u>となっ</p> <p>ている<u>が</u>、土地利用区分の構成比は<u>30.6%</u>と、全区分の中で</p> <p>1位になっている。</p> <p><u>外国産の木材の輸入増大</u>等による林業の停滞や森林所</p> <p>有者の森林管理意欲の低下などにより、<u>荒廃</u></p> <p>森林の増大が懸念されている。</p> <p>ウ 原野等</p> <p>本県の原野等は、<u>平成26年</u>時点で<u>1,000ha</u>となっており、その</p> <p>大部分が採草放牧地である<u>が</u>、それ以外の原野については、雑</p> <p>草・低木が生える湿地となっており、近年の自然保護に対する</p> <p>県民意識の高まり等により、その希少性が注目され、土地利用</p> <p>転換に対する抑制の機運が高まりつつある。</p> <p>エ 水面・河川・水路</p> <p>全国第2位の面積を誇る霞ヶ浦等の湖沼や、利根川をはじめ</p> <p>とする多くの大小河川を有する本県の水面・河川・水路の面積</p> <p>は、<u>平成26年</u>時点で<u>53,700ha</u>となっている。</p> <p>湖沼や河川において、治水・利水対策が進められる一方で、</p> <p>水路については、水田の減少に伴う面積の減少がみられるが、</p> <p>全体では近年は概ね横這いの傾向にある。</p> | |
|---|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>1 オ 道路</p> <p>2 可住地面積が広く、北海道に次ぐ道路総延長を有する本県の</p> <p>3 道路面積は、<u>令和4年</u>時点で<u>43,400</u>haとなっている。</p> <p>4 生活利便性の向上、地域の活性化、地域産業の振興等を図る</p> <p>5 ため、高規格幹線道路や生活道路の整備が進められているなど</p> <p>6 増加傾向にある。</p> <p>7</p> <p>8 カ 宅地</p> <p>9 宅地面積は<u>令和4年</u>時点で<u>77,100</u>haとなっており、都市化の</p> <p>10 進展、世帯数の増加等に伴い、増加傾向にはあるが、増加率は</p> <p>11 <u>鈍化</u>してきている。</p> <p>12 住宅地、工業用地、商業用地などその他の宅地のいずれも、</p> <p>13 <u>前回の計画変更時の土地利用状況と比較すると</u>平成26年以降</p> <p>14 <u>も</u>、増加傾向が続いている。特に、工業用地は、県内外からの</p> <p>15 企業立地が進んでいる。</p> <p>16</p> <p>17 キ その他</p> <p>18 公共・公益施設やレクリエーション施設用地など、その他の</p> <p>19 面積は<u>令和4年</u>時点で<u>86,400</u>haとなっている。</p> <p>20 その他の土地利用のうち、公共・公益施設用地については、</p> <p>21 生活の質的向上や高齢社会への対応などを図るため、公園・緑</p> <p>22 地、社会教育施設、社会福祉施設等の整備が進められている。</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25 2 県土利用をめぐる基本的条件の変化<u>と課題</u></p> <p>26 (1) 人口減少・高齢社会の急速な進展</p> | <p>オ 道路</p> <p>可住地面積が広く、北海道に次ぐ道路総延長を有する本県の</p> <p>道路面積は、<u>平成26年</u>時点で<u>42,700</u>haとなっている。</p> <p>生活利便性の向上、地域の活性化、地域産業の振興等を図る</p> <p>ため、高規格幹線道路や生活道路の整備が進められているなど</p> <p>増加傾向にある。</p> <p>カ 宅地</p> <p>宅地面積は<u>平成26年</u>時点で<u>74,100</u>haとなっており、都市化の</p> <p>進展、世帯数の増加等に伴い、増加傾向にはあるが、増加率は</p> <p><u>大きく鈍化</u>してきている。</p> <p>住宅地、工業用地、商業用地などその他の宅地のいずれも、</p> <p><u>平成17年</u>以降</p> <p><u>増加傾向が続いている。特に、工業用地は、県内外からの</u></p> <p>企業立地が進んでいる。</p> <p>キ その他</p> <p>公共・公益施設やレクリエーション施設用地など、その他の</p> <p>面積は<u>平成26年</u>時点で<u>79,500</u>haとなっている。</p> <p>その他の土地利用のうち、公共・公益施設用地については、</p> <p>生活の質的向上や高齢社会への対応などを図るため、公園・緑</p> <p>地、社会教育施設、社会福祉施設等の整備が進められている。</p> <p>2 県土利用をめぐる基本的条件の変化<u>_____</u></p> <p>(1) 人口減少・高齢社会の急速な進展</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>1 現在、我が国は、既に<u>本格的な</u>人口減少社会を迎えており、 2 <u>中山間地域を中心に無居住化する地域も拡大している</u>。今後も 3 一部の利便性の高い地域においては、人口増加や新たな都市機 4 能等の集積に伴い、一定程度、土地需要が増加することも想定 5 されるものの、全体としてみれば土地需要は減少し、これに伴 6 って県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。</p> <p>7 それに加えて、可住地面積が広い本県では、従来から一部の 8 都市に人口が極端に集中することなく、市街地が点在する分散 9 型の地域構造が形成されており、市街地の<u>低未利用土地</u>や都市 10 基盤が十分に活用されないままに拡散型の土地利用が多くな 11 ってきた。</p> <p>12 このような状況の中、人口減少等の急速な進展に伴い、<u>所有</u> 13 <u>者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加傾向にあり</u>、非 14 効率な土地利用の増大や更なる県土管理水準の低下等<u>による周</u> 15 <u>辺地域への悪影響の発生等</u>が懸念されることから、今後の県土 16 利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な 17 利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。</p> | <p>現在、我が国は、既に_____人口減少社会を迎えており、 _____ 今後も 一部の利便性の高い地域においては、人口増加や新たな都市機 能等の集積に伴い、一定程度、土地需要が増加することも想定 されるものの、全体としてみれば土地需要は減少し、これに伴 って県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。</p> <p>それに加えて、可住地面積が広い本県では、従来から一部の 都市に人口が極端に集中することなく、市街地が点在する分散 型の地域構造が形成されており、市街地の<u>低・未利用地</u>や都市 基盤が十分に活用されないままに拡散型の土地利用が多くな されてきた。</p> <p>このような状況の中、人口減少等の急速な進展に伴い、<u>開発</u> <u>圧力が減少する一方</u>、_____ 非 効率な土地利用の増大や更なる県土管理水準の低下等_____ _____が懸念されることから、今後の県土利 用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な利 用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。</p> | <p>⑤国土利用計画 1—(1)—ア</p> <p>⑤国土利用計画 1—(1)—ア</p> <p>⑥国土利用計画 <u>1-(1)-ア-(ア)</u></p> |
| <p>18</p> <p>19 <u>(2) 安全・安心な県土利用の実現の重要性</u></p> <p>20 <u>本県においては、甚大な被害を受けた平成23年3月の東日本</u> 21 <u>大震災のほか、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本</u> 22 <u>台風など</u>、相次ぐ自然災害の経験により、居住地や公共施設の 23 立地など県土利用面における安全・安心に対する県民の意識が 24 高まりを見せている。</p> <p>25 _____ 26 _____さらに今後、地球温暖化<u>等</u>に伴う気候変動により、極端</p> | <p>18</p> <p>19 <u>(4) 安全・安心な県土利用の実現の重要性</u></p> <p>20 <u>東日本大震災をはじめとする</u> _____ _____相次ぐ自然災害の経験により、居住地や公共施設の 立地など県土利用面における安全・安心に対する県民の意識が 高まりを見せている。</p> <p>25 <u>また、特に近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化して</u> 26 <u>おり</u>、さらに今後、地球温暖化_____に伴う気候変動により、極端</p> | <p>茨城県国土強靱化 計画2—1—(1)</p> <p>⑤国土利用計画 1—(1)—ア</p> <p>⑥国土利用計画 <u>1-(1)-ア-(イ)</u></p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>1 な降水がより強く、より頻繁に発生する可能性が非常に高いと 2 予測されていることから、風水害、土砂災害の激甚化・頻発化 3 _____が懸念される。一方、無降水日数も全国的に増加する 4 ことが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化するこ 5 とも懸念される。</p> <p>6 このような状況の中、できるだけ早期に多様な災害リスクの 7 把握、周知に努め____、防災・減災対策を強化するとと 8 もに、安全性を計画的に高めていく 9 _____県 10 土利用・管理への転換を図ることが重要である。</p> | <p>な降水がより頻発_____する可能性が非常に高いと 予測されていることから、__水害、土砂災害が頻発化・激甚化 <u>することが懸念される。</u>一方、無降水日数も全国的に増加する ことが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化するこ とも懸念される。</p> <p>このような状況の中、できるだけ早期に多様な災害リスクの 把握、周知に努めるとともに、防災及び災害被害の拡大防止に <u>向けた各種取組を検討、実施していくことにより、中長期的な</u> <u>視点から計画的かつ戦略的に、より安全・安心で持続可能な県</u> <u>土利用を実現していく</u>ことが重要である。</p> | <p>⑥国土利用計画 1-(1)-イ-(イ) ⑥国土利用計画 1-(1)-ア-(イ)</p> |
| <p>12 (3) 自然環境の保全と活用の重要性</p> <p>13 _____地球温暖化等に伴う気候変動は、県土の自然環境に広 14 く影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が 15 懸念されることから、カーボンニュートラルの実現に向けた再 16 生可能_____エネルギーの導入促進、排出された廃棄物等の 17 循環的な利用__促進や不適正処理の防止などにより、自然環境 18 と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが 19 重要となる。</p> <p>20 また、_____生 21 物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、自然が持 22 つ多様な機能を積極的に評価しながら、持続可能で豊かな暮ら 23 しを実現する基盤として、その保全と活用を図る視点も重要で 24 ある。</p> | <p>(2) 自然環境の保全と活用の重要性</p> <p>特に、地球温暖化に伴う気候変動は、県土の自然環境に広 く影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が 懸念されることから、_____再 ▶ 生可能な資源・エネルギーの利用____や排出された廃棄物__の 循環的な利用を促進すること_____などにより、自然環境 (入替)と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが 重要となる。</p> <p>▶ 自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、生 物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、自然が持 つ多様な機能を積極的に評価しながら、持続可能で豊かな暮ら しを実現する基盤として、その保全と活用を図ることが重要で ある。</p> | <p>⑤国土利用計画 1-(1)-イ-(ウ) ⑥国土利用計画 1-(1)-イ-(ウ) ⑤国土利用計画 1-(1)-イ-(ウ) ⑥国土利用計画 1-(1)-ア-(ウ)</p> |
| <p>26 (4) 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の</p> | <p>(3) 広域交通ネットワークの形成</p> | <p>第2次総合計画</p> |

推進と地域における移動手段の確保

県内の高速道路網については、常磐自動車道が県土を南北に縦貫しているほか、北関東自動車道及び首都圏中央連絡自動車道が東西に横断し、本県の道路ネットワークの大動脈となっている。また、東関東自動車道水戸線の早期全線開通に向けた整備が進められている。

鉄道については、南北の幹線となる常磐線を軸に、各地域で
県民の広域的な移動手段の確保が図られている。
また、つくばエクスプレスの東京及び土浦への延伸をはじめ、地下鉄8号線、ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸が期待されている。

港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂港区及び大洗港区）と鹿島港の2つの重要港湾があり、首都圏の物流拠点となっているほか、インバウンド観光の玄関口となることが期待されている。また、脱炭素化による魅力向上（競争力強化）を図るとともに、次世代エネルギーのサプライチェーンの拠点化を目指している。

茨城空港については、国際線や国内線の定期便が就航するとともに、国内外との様々なチャーター便が運航されるなど首都

県内の高速道路網については、常磐自動車道が県土を南北に縦貫し、北関東3県の主要都市と茨城港常陸那珂港区とを結ぶ北関東自動車道が東西に横断している。その他、県南・県西地域を横断する首都圏中央連絡自動車道の県内区間が全線開通し、さらには、鹿行地域を南北に縦断する東関東自動車道水戸線の潮来IC～茨城空港北IC区間の早期開通に向けた整備が進められている。

鉄道については、南北の幹線となる常磐線を軸に、水戸駅を起点として、県西地域には水戸線、県北山間地域には水郡線、鹿行地域には大洗鹿島線が運行されており、つくば駅と秋葉原駅を結ぶつくばエクスプレス、県南・県西地域を結ぶ常総線等とともに、県民の広域的な移動手段の確保が図られている。常磐線については、平成27年3月に上野東京ラインが開業し、一部の電車の東京駅、品川駅までの直通運転が実現し、また、つくばエクスプレスについては、平成27年度輸送人員が1日平均34万人と、順調に伸びてきており、今後、秋葉原から東京までの延伸が期待されている。

港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂港区及び大洗港区）と鹿島港の2つの重要港湾があり、首都圏の物流拠点として貨物の取扱いが順調に推移している。

茨城空港については、国際線や国内線の定期便が就航しており、首都

| | | |
|---|--|--|
| <p>1 圏の航空需要の一翼を担っている。</p> <p>2 今後、<u>こうした</u></p> <p>3 <u>陸・海・空の広域交通ネットワーク</u></p> <p>4 <u>を活用して、<u>関東・磐越地域などを見据えた広域的な連携も含</u></u></p> <p>5 <u>め、</u> <u>県内と国内外との結びつきをこれまで以上に強めることに</u></p> <p>6 <u>より、物流や観光、文化など様々な分野における交流の<u>拡大と</u></u></p> <p>7 <u>活性化を</u>より一層促進していくことが重要である。</p> <p>8 <u>一方、地域公共交通については、今後更に人口減少が進む中</u></p> <p>9 <u>、その維持が困難となることが想定される。通勤通学や買い物</u></p> <p>10 <u>、医療・福祉・介護施設へのアクセス等に不可欠な地域の足の</u></p> <p>11 <u>確保に向け、抜本的な対策の強化が求められている。</u></p> <p>12 <u>このような状況の中、市町村や交通事業者等と連携しながら</u></p> <p>13 <u>持続可能な公共交通ネットワークの形成を図り、県民の自立し</u></p> <p>14 <u>た日常生活や社会生活の基盤となる移動手段を確保していくこ</u></p> <p>15 <u>とが重要である。</u></p> | <p>圏の航空需要の一翼を担っている。</p> <p>今後、<u>北関東自動車道をはじめとした4本の高速道路及び2</u></p> <p><u>つの重要港湾、空港など、</u> <u>陸・海・空の広域交通ネットワーク</u></p> <p>を活用して、<u>_____</u></p> <p><u>_____</u> <u>県内と国内外との結びつきをこれまで以上に強めることに</u></p> <p>より、物流や観光、文化など様々な分野における交流<u>を、</u></p> <p>より一層促進していくことが重要である。</p> | <p><u>③国土形成計画</u></p> <p><u>1-1-1-1</u></p> <p><u>第2次総合計画</u></p> <p><u>3-2-II-9-1</u></p> |
| <p>17 <u>(5) デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決</u></p> <p>18 <u>社会経済においてデジタル化の進展により各種のDXが加速し</u></p> <p>19 <u>ている状況を踏まえ、地域における様々なサービスや活動分野</u></p> <p>20 <u>において、デジタル活用を通じて効率性・生産性の向上につな</u></p> <p>21 <u>げる必要がある。</u></p> <p>22 <u>また、県民の多様化する価値観に即して、地域が直面する諸</u></p> <p>23 <u>課題に迅速に対応するためには、行政中心の取組のみならず、</u></p> <p>24 <u>民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体が連携・協働して、</u></p> <p>25 <u>地域課題の解決に当たる必要がある。</u></p> <p>26 <u>このような状況の中、デジタルの徹底活用と官民連携により</u></p> | | <p><u>③国土形成計画</u></p> <p><u>1-2-1-3</u></p> <p><u>⑥国土利用計画</u></p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>1 <u>(1)～(4)の変化に対応し、豊かさを実現し、人々が安心して住</u> 2 <u>み続けられる地域づくりを進めることが重要である。</u></p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 第2章 県土利用の基本方向</p> <p>6 1 県土利用の基本目標</p> <p>7 県土は、生活や生産といった諸活動の基盤であり、県民共通の 8 財産であるが、人口減少・高齢社会の急速な進展や、<u>相次ぐ自然</u> 9 <u>災害の経験による県土利用面における安全・安心に対する県民意</u> 10 <u>識の高まり、地球温暖化等に伴う更なる自然環境の悪化</u>など、県 11 土をめぐる状況は大きく変化している。</p> <p>12 県土が現在と将来の県民のための限られた資源であることに鑑 13 み、これらの基本的条件の変化や、それに伴う土地利用上の課題 14 に対応した県土利用・<u>管理</u>を進め、良好な生活環境の確保と県土 15 の更なる発展を目指すものとする。</p> <p>16 特に、本県では、平坦な地形による可住地面積の広さを背景と 17 して、市街地の低密度化や都市機能の拡散化が進行してきたが、 18 人口減少・高齢社会の急速な進展の中で、こうした拡散型の土地 19 利用を放置した場合、都市基盤の維持更新コストの増大や、生活 20 関連サービスの低下、地域コミュニティの活力低下、公共交通の 21 維持困難など、様々な影響が懸念される。</p> <p>22 このため、適切な県土管理の実現に向け、地域の特性に応じ、 23 生活に必要な行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能の確保 24 を図ることを基本としながらも、中長期的には拡散型の土地利用 25 を抑制し、都市機能を都市中心部や生活拠点等に集約化するとと 26 もに、ひとつの地域で十分な都市機能を楽しむことが難しい場</p> | <p>第2章 県土利用の基本方向</p> <p>1 県土利用の基本目標</p> <p>県土は、生活や生産といった諸活動の基盤であり、県民共通の 財産であるが、人口減少・高齢社会の急速な進展や、<u>自然環境の</u> <u>保全と活用の重要性、広域交通ネットワークの形成、安全・安心</u> <u>な県土利用の実現</u>など、県 土をめぐる状況は大きく変化している。</p> <p>県土が現在と将来の県民のための限られた資源であることに鑑 み、これらの基本的条件の変化や、それに伴う土地利用上の課題 に対応した県土利用_____を進め、良好な生活環境の確保と県土 の更なる発展を目指すものとする。</p> <p>特に、本県では、平坦な地形による可住地面積の広さを背景と して、市街地の低密度化や都市機能の拡散化が進行してきたが、 人口減少・高齢社会の急速な進展の中で、こうした拡散型の土地 利用を放置した場合、都市基盤の維持更新コストの増大や、生活 関連サービスの低下、地域コミュニティの活力低下、公共交通の 維持困難など、様々な影響が懸念される。</p> <p>このため、適切な県土管理の実現に向け、地域の特性に応じ、 生活に必要な行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能の確保 を図ることを基本としながらも、中長期的には拡散型の土地利用 を抑制し、都市機能を都市中心部や生活拠点等に集約化するとと もに、ひとつの地域で十分な都市機能を楽しむことが難しい場</p> | <p><u>1—(1)—ア</u></p> <p><u>第1章2の項目</u> <u>と整合</u></p> |
|--|--|--|

| | | |
|---|---|---|
| <p>1 <u>その際、</u></p> <p>2 _____ 都市における雨水の貯留・<u>かん</u>養の推進や農</p> <p>3 用地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等</p> <p>4 により、健全な水循環の維持又は回復を図る。</p> <p>5 <u>また、カーボンニュートラルの実現に向けた太陽光発電設備や</u></p> <p>6 <u>風力発電設備等</u>の再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては</p> <p>7 、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する</p> <p>8 <u>など、地域と共生する形で導入を促進する。</u></p> <p>9 なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換に</p> <p>10 ついては、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利</p> <p>11 用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも</p> <p>12 影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計</p> <p>13 画的に行うことが重要である。</p> <p>14 <u>一方で、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化</u></p> <p>15 <u>など、地域の実情を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業</u></p> <p>16 <u>集積や優良宅地の開発の促進を図るための土地利用転換など、関</u></p> <p>17 <u>連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意</u></p> <p>18 <u>形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進していく。</u></p> <p>19 _____</p> <p>20</p> | <p>水循環については、<u>都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的</u></p> <p><u>土地利用を通じた、</u>都市における雨水の貯留・<u>涵</u>養の推進や農</p> <p>用地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等</p> <p>により、健全な水循環の維持又は回復を図る。</p> <p><u>大規模な</u> _____ 太陽光発電<u>施設な</u></p> <p><u>ど</u> _____ の再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては</p> <p>、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する</p> <p>_____。</p> <p>なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換に</p> <p>ついては、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利</p> <p>用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも</p> <p>影響を与えることから、土地利用の転換は_____</p> <p>_____慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。</p> <p><u>さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努</u></p> <p><u>めることを基本としつつ、特に、空き家や空き地など低・未利用</u></p> <p><u>地に関して、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の</u></p> <p><u>把握が難しい場合には、特に、防災、衛生、景観等の観点から、</u></p> <p><u>所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ</u></p> <p><u>」の観点に立った方策を検討することも必要である。</u></p> | <p>化対策実行計画</p> <p>4.4.7</p> <p>⑥国土利用計画</p> <p>1-(1)-イ-(ア)</p> <p>⑥国土利用計画</p> <p>1-(1)-イ-(ア)</p> |
| <p>21 (2) 安全・安心を実現する<u>県土利用・管理</u></p> <p>22 安全・安心を実現する<u>県土利用・管理</u>については、各研究機関</p> <p>23 や各大学との連携を強化しつつ、ハード対策とソフト対策を適切</p> <p>24 に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、地震、風水</p> <p>25 害、土砂災害等の災害リスクの把握及び周知を図ることを基本と</p> <p>26 する。特に、大規模地震発生時への対策を進めるため、地震被害</p> | <p>(3) 安全・安心を実現する<u>県土利用</u></p> <p>安全・安心を実現する<u>県土利用</u> _____ については、各研究機関</p> <p>や各大学との連携を強化しつつ、ハード対策とソフト対策を適切</p> <p>に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、地震、風水</p> <p>害、土砂災害等の災害リスクの把握及び周知を図ることを基本と</p> <p>する。特に、大規模地震発生時への対策を進めるため、地震被害</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>1 想定の調査、さらにそれを基にした被害状況を予測できるシステムを構築し、初動対応や県民への意識啓発等に活用するほか、風水害、土砂災害等に対するハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施等を促進することにより、県民の防災意識の向上を図る。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6 また、<u>気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水</u></p> <p>7 <u>災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、災害リスクの</u></p> <p>8 <u>高い地域については、地域の様々な要素を衡量した上で、</u></p> <p>9 _____<u>土地利用を適切に</u></p> <p>10 <u>制限することが必要である。これと同時に、中長期的な視点から</u></p> <p>11 <u>、</u></p> <p>12 _____</p> <p>13 _____</p> <p>14 _____<u>より安全な地域へ都市機能や居住を誘導する取組を</u></p> <p>15 <u>進めることも重要である。</u></p> <p>16 <u>さらに、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備</u></p> <p>17 <u>保全を通じて、県土保全や水源かん養等の公益的機能を持続的</u></p> <p>18 <u>かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす</u></p> <p>19 <u>諸機能の適正な配置やバックアップを推進し</u> _____<u>、交通や</u></p> <p>20 <u>エネルギー、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。</u> _____</p> <p>21 _____</p> <p>22 _____</p> <p>23 _____</p> <p>24 _____</p> <p>25 _____</p> <p>26 _____</p> | <p>想定の調査、さらにそれを基にした被害状況を予測できるシステムを構築し、初動対応や県民への意識啓発等に活用するほか、風水害、土砂災害等に対するハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施等を促進することにより、県民の防災意識の向上を図る。</p> <p>また、 _____</p> <p>_____</p> <p>_____<u>災害リスクの</u></p> <p><u>高い地域については、建築物の用途や構造が災害の特性や地域の</u></p> <p><u>状況等に即したものとなるよう配慮しながら、土地利用を適切に</u></p> <p><u>制限することが必要である。これと同時に、中長期的な視点から</u></p> <p><u>、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待</u></p> <p><u>される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促す</u></p> <p><u>ことにより、より安全な地域への</u> _____<u>居住を誘導する取組を</u></p> <p><u>進めることも重要である。</u></p> <p><u>さらに、</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____<u>経済社会上、重要な役割を果たす</u></p> <p><u>諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、</u></p> <p><u>エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その</u></p> <p><u>他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオー</u></p> <p><u>プンスペースの確保、農用地の保全管理、森林やその他の生態系</u></p> <p><u>の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルから県土レベルまで</u></p> <p><u>のそれぞれの段階における取組を通じて、県土利用の面からも県</u></p> <p><u>土の安全性を総合的に高め、災害に強く、すみやかに復旧・復興</u></p> <p><u>できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を推進する。</u></p> | <p>⑥国土利用計画</p> <p>1-(1)-イ-(イ)</p> <p>⑥国土利用計画</p> <p>1-(1)-イ-(イ)</p> |
|---|---|--|

| | | |
|--|---|---|
| <p>1 加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよ 2 う、地域人口の将来予測等を踏まえ、防災・減災対策を常にアッ 3 プデートしながら、平時から事前防災・事前復興の観点からの地 4 域づくりを進める。</p> <p>5 さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず 6 危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を 7 確保するなど、これらの取組を進めることによって安全・安心な 8 国土利用・管理を実現していく。</p> | <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>⑥国土利用計画 1-(1)-イ-(イ)</p> <p>⑥国土利用計画 1-(1)-イ-(イ)</p> |
| <p>9</p> <p>10 (3) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・ 11 管理</p> <p>12 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・管 13 理については、<u>県土と社会経済活動の基盤となる</u></p> <p>14 _____</p> <p>15 _____自然環境の保全・再生と持続的な活用を進め、森・里・まち 16 ・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形 17 成に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが 18 重要である。</p> <p>19 _____</p> <p>20 _____</p> <p>21 <u>その際、</u></p> <p>22 _____自</p> <p>23 然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好 24 な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラや 25 <u>生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）</u>などの取組によって地域 26 <u>の社会課題解決を図っていく。</u></p> | <p>10 (2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 _____</p> <p>11 _____</p> <p>12 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 _____</p> <p>13 _____については、<u>将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然</u> 14 <u>条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮し</u> 15 <u>つつ、自然環境の保全・再生_____を進め、森、里、</u> 16 <u>_____川、海の連環による_____生態系ネットワークの形</u> 17 <u>成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進す</u> 18 <u>る。なお、その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる</u> 19 <u>生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本と</u> 20 <u>する。</u></p> <p>21 <u>自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや</u> 22 <u>地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自</u> 23 <u>然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好</u> 24 <u>な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラ_____</u> 25 <u>_____などの取組を推進する。</u></p> <p>26 _____</p> | <p>⑥国土利用計画 1-(1)-イ-(ウ)</p> <p>⑥国土利用計画 1-(1)-イ-(ウ)</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>1 また、地域における<u>カーボンニュートラルの実現に向けて、地</u> 2 <u>産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進するほか、</u>バイオマ 3 <u>ス等の循環利用</u>に努 4 めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管 5 理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。 6 さらに、自然公園などの<u>優れた自然環境等の保全や管理を充実</u> 7 <u>させ、自然資本の持続的な活用や、</u> 8 _____ 9 _____ 10 _____<u>地方への移住や「二地域居住」など地域間の対流促進や</u> 11 <u>関係人口を拡大することによって、地域活性化や都市と農山漁村</u> 12 <u>のつながりを強化する。</u></p> | <p>また、地域における _____ _____ バイオマ ス等の<u>再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用</u>に努 めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管 理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。 さらに、自然公園などの<u>自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではなくくまれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など都市から地方への人の流れの拡大を図る。</u></p> | <p>⑥国土利用計画 <u>1-(1)-イ-(ウ)</u></p> |
| <p>13 これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都 14 市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生 15 、創出を<u>通じた</u> _____ 魅力ある地域づくり 16 <u>や、</u> _____ 地球温暖化への対応や水環境の改善等の観 17 点から<u>地下水を含む</u>健全な水循環を維持し、又は回復するための 18 取組を進める。 19 _____ 20 _____ 21 _____ 22 _____ 23 _____ 24 <u>これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、</u> 25 <u>地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、地域課題</u> 26 <u>を解決していくことや、地域管理構想による最適な県土利用・管</u></p> | <p>これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都 市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生 、創出を<u>進めるとともに、これらを活用した</u>魅力ある地域づくり を進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観 点から _____ 健全な水循環を維持し、又は回復するための 取組を進める。 その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育 していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推 進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通 じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全 ・再生・活用する県土利用を進める。 _____</p> | <p>⑥国土利用計画 <u>1-(1)-イ-(ウ)</u></p> <p>⑥国土利用計画 <u>1-(1)-イ-(ウ)</u></p> |

| | | |
|---|---|---------------------------------|
| <p>1 <u>理の取組において、自然資本の保全・拡大にも配慮することによ</u> 2 <u>り、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることを推進</u> 3 <u>する。</u> 4 5 (4) <u>県土利用・管理DXを含む複合的な施策の推進</u> 6 _____ 7 _____ 8 _____ 9 _____ 10 _____ 11 _____ 12 _____</p> | <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) _____複合的な施策の推進と<u>県土の選択</u> <u>的な利用</u> <u>このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政</u> <u>制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に</u> <u>労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定して</u> <u>おく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれ</u> <u>ば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させ</u> <u>ない取組を進めていくことが一層重要となる。</u></p> | |
| <p>13 県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水 14 循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を 15 促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも 16 効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など 17 、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な 18 機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下 19 においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。 20 _____ 21 _____ 22 _____ 23 _____ 24 _____ 25 _____ 26 _____</p> | <p>県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水 循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を 促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも 効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など 、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な 機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下 においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。</p> <p><u>また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地</u> <u>や手入れが遅れ荒廃した森林、空き地など低・未利用地等につい</u> <u>ては、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる</u> <u>工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に</u> <u>損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等</u> <u>としての活用など新たな用途を見い出すことで県土を荒廃させず</u> <u>、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択</u></p> | <p>⑤国土利用計画 1-(1)-ウ-(エ)</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>1 _____</p> <p>2 <u>また、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、</u></p> <p>3 <u>高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク</u></p> <p>4 <u>、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分</u></p> <p>5 <u>野横断的な地域の情報を活用し、対策を検討していくことが重要</u></p> <p>6 <u>である。</u></p> <p>7 <u>そこで、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有す</u></p> <p>8 <u>ることを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業</u></p> <p>9 <u>・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等</u></p> <p>10 <u>のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底</u></p> <p>11 <u>的に活用するとともに、各主体が所有データを積極的に公開（オ</u></p> <p>12 <u>ープンデータ化）することによって行政、民間企業、大学等のデ</u></p> <p>13 <u>ータ利活用者のニーズを反映した利活用を促進する。</u></p> | <p><u>するよう努める。</u></p> <p>_____</p> | <p>⑥国土利用計画</p> <p>1-(1)-イ-(エ)</p> |
| <p>14</p> <p>15 (5) <u>多様な主体による県土利用・管理</u></p> <p>16 <u>人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした</u></p> <p>17 <u>管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理</u></p> <p>18 <u>を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、</u></p> <p>19 <u>民間企業等の多様な主体の参加や空き地・空き家バンク等の官民</u></p> <p>20 <u>連携による</u></p> <p>21 _____ <u>取組を</u></p> <p>22 <u>促進していくことが重要である。特に、(1)～(3)の基本方針にお</u></p> <p>23 <u>ける地域課題への対応においては、県民・企業・自治会・NPO・行</u></p> <p>24 <u>政等の連携・協働のもと、自助_____・共助・公助による</u></p> <p>25 _____ <u>持続可能な地域</u></p> <p>26 <u>コミュニティの形成を促進することが必要である。</u></p> | <p>(5) <u>多様な主体による県土の県民的経営</u></p> <p><u>これらの取組は、国等が示す広域的な方針とともに、各地域を</u></p> <p><u>取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、</u></p> <p>_____ <u>地域の発意と合意形成を基礎とする土</u></p> <p><u>地利用との総合的な調整の上に実現される。このため、地域住民</u></p> <p><u>や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域</u></p> <p><u>資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を</u></p> <p><u>促進する</u> _____ <u>ことが重要である。特に、県土管理や安心・安全を</u></p> <p><u>実現する県土利用については</u> _____ <u>、県民_____・NPO・行</u></p> <p><u>政等が連携・協働し</u> _____ <u>、自助・互助・共助・公助が適切に組み</u></p> <p><u>合わされた助け合いの仕組みづくりに努めるなど持続可能な地域</u></p> <p><u>コミュニティの形成を支援</u> _____ <u>することが必要である。</u></p> | <p>⑥国土利用計画</p> <p>1-(1)-イ-(オ)</p> <p>第2次総合計画</p> <p>3-2-II-9-1</p> |

| | | |
|---|---|---------------------------------|
| <p>1 <u>また、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わり</u> 2 <u>の深化等を通じて、</u> 3 _____ 4 _____ 県民 5 一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参 6 加による県土管理（県土の県民的経営）を進めていくことが<u>引き</u> 7 <u>続き重要である。</u></p> | <p><u>このような地域主体の取組を基本としつつ、県土の多面的な価</u> <u>値に応じた公による管理と合わせ、都市住民や民間企業等の多様</u> <u>な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的に</u> <u>は無居住化する地域が拡大することも想定されることから、</u> 県民 一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参 加による県土管理（県土の県民的経営）を進めていくことが、<u>一</u> <u>層、重要となる。</u></p> | <p>⑥国土利用計画 1-(1)-イ-(オ)</p> |
| <p>10 3 五地域の土地利用の原則 11 県土利用の基本目標の実現に向け、本計画では、土地利用基本 12 計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域 13 及び自然保全地域の五地域について、それぞれ次の原則に従って 14 適正に土地利用を行っていくものとする。 15 なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域 16 の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図る 17 。 18 また、この土地利用の原則は、本県が有する陸・海・空の広域 19 交通ネットワークの充実などを活かしつつ、国、地方公共団体な 20 どの公的主体性に加え、地域住民や民間企業、NPOなどの多様 21 な主体の取組により実現されるものである。 22 23 (1) 都市地域 24 都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及 25 び保全する必要がある地域である。 26 都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形</p> | <p>3 五地域の土地利用の原則 県土利用の基本目標の実現に向け、本計画では、土地利用基本 計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域 及び自然保全地域の五地域について、それぞれ次の原則に従って 適正に土地利用を行っていくものとする。 なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域 の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図る 。 また、この土地利用の原則は、本県が有する陸・海・空の広域 交通ネットワークの充実などを活かしつつ、国、地方公共団体な どの公的主体性に加え、地域住民や民間企業、NPOなどの多様 な主体の取組により実現されるものである。 (1) 都市地域 都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及 び保全する必要がある地域である。 都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形</p> | |

| | | |
|--|--|---|
| <p>1 成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮するとともに、無秩序 2 な拡散型の土地利用を抑制するほか、災害リスクの高い地域に 3 ついては、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住 4 を誘導するなど、人口減少社会に対応した集約型土地利用に向 5 けて、適正かつ効率的な土地利用を行うものとする。</p> <p>6 その際には、市町村、地域住民等と連携し、<u>低未利用土地や</u> 7 <u>空き家等の利活用により土地利用を効率化し</u>ながら、行政、医 8 療・介護、福祉、商業等の生活に必要な都市機能の集約と地域 9 間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図る。</p> <p>10 さらに、<u>防災・減災のための施設整備に加え、平時から事前</u> 11 <u>防災・事前復興の観点からの地域づくり</u> 12 _____を推進する。</p> <p>13</p> <p>14 ア 市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化 15 区域をいう。以下同じ。）においては、安全性、快適性、利 16 便性等に十分配慮するとともに、既存ストックの有効活用に 17 重点をおきながら、市街地の整備、交通体系の整備、上下水 18 道その他の都市施設の整備等を計画的に推進することにより 19 都市機能の集積を図る。</p> <p>20 また、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成して 21 いるもので、良好な生活環境を維持するために不可欠なもの 22 については、積極的に保護、育成を図るものとする。</p> <p>23 さらに、環境の保全、防災など都市農業の多様な機能を発 24 揮する農地について、有効な活用及び適切な保全を図るもの 25 とする。</p> <p>26</p> | <p>成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮するとともに、無秩序 な拡散型の土地利用を抑制し、 _____ _____ _____人口減少社会に対応した集約型土地利用に向 けて、適正かつ効率的な土地利用を行うものとする。</p> <p>その際には、市町村、地域住民等と連携し、<u>道の駅、空き家</u> <u>・廃校、低・未利用地等も活用し</u> _____ながら、行政、医 療・介護、福祉、商業等の生活に必要な都市機能の集約と地域 間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図る。</p> <p>さらに、<u>災害の被害を最小限に抑えるための公共インフラ等</u> <u>の耐震化や、計画的・効率的な維持管理と更新による長寿命化</u> <u>、さらには災害防止のための施設整備</u>を推進する。</p> <p>ア 市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化 区域をいう。以下同じ。）においては、安全性、快適性、利 便性等に十分配慮するとともに、既存ストックの有効活用に 重点をおきながら、市街地の整備、交通体系の整備、上下水 道その他の都市施設の整備等を計画的に推進することにより 都市機能の集積を図る。</p> <p>また、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成して いるもので、良好な生活環境を維持するために不可欠なもの については、積極的に保護、育成を図るものとする。</p> <p>さらに、環境の保全、防災など都市農業の多様な機能を発 揮する農地について、有効な活用及び適切な保全を図るもの とする。</p> | <p><u>⑥国土利用計画</u> <u>1—(2)—ア</u></p> <p><u>2基本方針の(2)</u> <u>と整合</u></p> <p><u>⑥国土利用計画</u> <u>1—(2)—ア</u> <u>2基本方針の(2)</u> <u>と整合</u></p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|--|--|
| <p>1 イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の規定による市 2 街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、<u>新たな開発</u> 3 <u>行為等を限定し、</u> <u>良好な都市環境を保持するための緑</u> 4 <u>地等の保全を図り、</u> 市街化を抑制するものとする。</p> <p>5</p> <p>6 ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定めら 7 れていない都市計画区域（以下「非線引き都市計画区域」と 8 いう。）における用途地域内の土地利用については、市街化 9 区域における土地利用に準ずるものとする。</p> <p>10 また、非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市 11 地域の土地利用については、良好な自然環境を維持するため 12 、必要に応じて特定用途制限地域の指定等の都市計画制度を 13 活用し、適正な土地利用がなされるよう誘導する。</p> <p>14</p> <p>15 (2) 農業地域</p> <p>16 農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に 17 農業の振興を図る必要がある地域である。</p> <p>18 農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として 19 県民の最も基礎的な土地資源であるとともに、農業生産活動を 20 通じて、県土保全、環境保全、景観形成等、多面的機能の発揮 21 も期待されることから、農用地は、原則としてその保全と有効 22 利用を図る。</p> <p>23 特に、農用地の有効利用を図り、荒廃農地の発生防止やその 24 解消のため、荒廃農地を再生利用する取組を進め、また、農業 25 生産基盤整備事業によるほ場の大区画化などにより、優良農地 26 を確保するとともに、農地中間管理事業等により、意欲ある担</p> | <p>イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の規定による市 街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、<u>原則として</u> <u>、都市的な利用を避け、</u>良好な都市環境を保持するための緑 地等の保全を図り、市街化を抑制するものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定めら れていない都市計画区域（以下「非線引き都市計画区域」と いう。）における用途地域内の土地利用については、市街化 区域における土地利用に準ずるものとする。</p> <p>また、非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市 地域の土地利用については、良好な自然環境を維持するため 、必要に応じて特定用途制限地域の指定等の都市計画制度を 活用し、適正な土地利用がなされるよう誘導する。</p> <p>(2) 農業地域</p> <p>農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に 農業の振興を図る必要がある地域である。</p> <p>農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として 県民の最も基礎的な土地資源であるとともに、農業生産活動を 通じて、県土保全、環境保全、景観形成等、多面的機能の発揮 も期待されることから、農用地は、原則としてその保全と有効 利用を図る。</p> <p>特に、農用地の有効利用を図り、荒廃農地の発生防止やその 解消のため、荒廃農地を再生利用する取組を進め、また、農業 生産基盤整備事業によるほ場の大区画化などにより、優良農地 を確保するとともに、農地中間管理事業等により、意欲ある担</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>1 い手への農地の集積・集約化を推進する。その他、市民農園と 2 しての利用など多様な農用地の利用により農業空間の維持を図 3 るものとする。</p> <p>4 また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地 5 区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の 6 規定による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下 7 同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確 8 保し、整備するものとする。</p> <p>9</p> <p>10 ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保される 11 べき土地であることに鑑み、他用途への転用は、原則として 12 行わないものとするとともに、区画整理等の農業生産基盤の 13 整備を計画的に推進する。</p> <p>14</p> <p>15 イ 農用地区域を除く農業地域内の農用地については、農用地 16 区域と一体として農業の振興を図る地域であるので、原則と 17 して保全するものとする。ただし、都市計画等農業以外の土 18 地利用計画との調整を了した場合、転用を行えるものとする 19 が、この場合であっても、農業生産力の高い農用地、集团的 20 に存在している農用地又は農業に対する公共投資の対象とな 21 った農用地の転用は、原則として行わないものとする。</p> <p>22</p> <p>23 (3) 森林地域</p> <p>24 森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業 25 の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地 26 域である。</p> | <p>い手への農地の集積・集約化を推進する。その他、市民農園と しての利用など多様な農用地の利用により農業空間の維持を図 るものとする。</p> <p>また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地 区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の 規定による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下 同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確 保し、整備するものとする。</p> <p>ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保される べき土地であることに鑑み、他用途への転用は、原則として 行わないものとするとともに、区画整理等の農業生産基盤の 整備を計画的に推進する。</p> <p>イ 農用地区域を除く農業地域内の農用地については、農用地 区域と一体として農業の振興を図る地域であるので、原則と して保全するものとする。ただし、都市計画等農業以外の土 地利用計画との調整を了した場合、転用を行えるものとする が、この場合であっても、農業生産力の高い農用地、集团的 に存在している農用地又は農業に対する公共投資の対象とな った農用地の転用は、原則として行わないものとする。</p> <p>(3) 森林地域</p> <p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業 の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地 域である。</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|---|--|
| <p>1 _____ 森林地域の土地利用については、<u>森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源の<u>かん</u>養、</u> 2 <u>山地災害の防止、<u>カーボンニュートラルへの寄与</u></u> 3 _____ 4 _____ 5 _____ 6 _____ 7 _____ 8 特<u>に、平地林や里山林においては、地域住民等による身近な</u> 9 <u>緑としての保全・整備を促進するとともに、多様な動植物が生</u> 10 <u>息・生育する森林については、生物多様性及び生態系サービ</u> 11 <u>スの保全と持続可能な利用に向けて、次世代へ引き継ぐべき貴重</u> 12 <u>な財産として、適正な維持と自然環境の保全を図るものとする</u> 13 <u>。</u> 14 15 ア 保安林（森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の 16 2第1項若しくは第2項の規定による保安林をいう。以下同じ 17 ）の区域については、<u>県土保全、水源<u>かん</u>養、生活環境の</u> 18 <u>保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであること</u> 19 <u>に鑑み、その積極的な配備と適正な管理を進めるとともに</u> 20 <u>、他用途への転用は、原則として行わないものとする。</u> 21 22 イ 保安林の区域を除く森林地域については、森林の持つ<u>公益</u> 23 <u>的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意す</u> 24 <u>べき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存</u> 25 <u>度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の</u> 26 <u>機能の高い森林については、原則として他用途への転用を避</u></p> | <p><u>近年、森林地域の土地利用については、<u>木材等の林産物の供給機能のほか、二酸化炭素の吸収、</u></u> <u>水源の<u>涵</u>養、</u> <u>山地災害の防止、<u>レクリエーションの場の提供、良好な景観の</u></u> <u>形成等、森林の有する<u>多面的な機能の重要性が高まっていること</u></u> <u>から、木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用し、再び植</u> <u>える「緑の循環システム」による機能豊かな森林づくりの推進</u> <u>を図るものとする。</u> 特に、平地林や里山林においては、地域住民等による身近な 緑としての保全・整備を促進するとともに、多様な動植物が生 息・生育する森林については、生物多様性及び生態系サービ スの保全と持続可能な利用に向けて、次世代へ引き継ぐべき貴重 な財産として、適正な維持と自然環境の保全を図るものとする 。 ア 保安林（森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の 2第1項若しくは第2項の規定による保安林をいう。以下同じ ）の区域については、<u>県土保全、水源<u>涵</u>養、生活環境の</u> 保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであること に鑑み、その積極的な配備と適正な管理を進めるとともに 、他用途への転用は、原則として行わないものとする。 イ 保安林の区域を除く森林地域については、森林の持つ<u>多面</u> <u>的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意す</u> <u>べき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存</u> <u>度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の</u> <u>機能の高い森林については、原則として他用途への転用を避</u></p> | <p>茨城県地球温暖 化対策実行計画 4.4.7</p> |
|--|---|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>1 けるものとする。</p> <p>2</p> <p>3 (4) 自然公園地域</p> <p>4 自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用</p> <p>5 の増進を図る必要がある地域である。</p> <p>6 自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然</p> <p>7 の風景地でありその利用を通じて県民の保健、休養及び教化に</p> <p>8 資するものであることに鑑み、行為規制や生物多様性の把握及</p> <p>9 び保全等により、優れた自然の保護とその適正な利用を図るも</p> <p>10 のとする。</p> <p>11</p> <p>12 ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の規定による特別</p> <p>13 保護地区をいう。）については、その指定の趣旨に即して景</p> <p>14 観の厳正な維持を図るものとする。</p> <p>15</p> <p>16 イ 特別地域（自然公園法第20条第1項又は第73条第1項の規</p> <p>17 定による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風</p> <p>18 致の維持を図るべきものであることに鑑み、都市的利用、農</p> <p>19 業的利用等を行うための開発行為は、原則として避けるもの</p> <p>20 とする。</p> <p>21</p> <p>22 ウ 特別地域を除く自然公園地域においては、都市的利用又は</p> <p>23 農業的利用を行うための大規模な開発、その他風景地として</p> <p>24 の自然公園の保護に支障を来すおそれのある土地利用は、原</p> <p>25 則として避けるものとする。</p> <p>26</p> | <p>けるものとする。</p> <p>(4) 自然公園地域</p> <p>自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用</p> <p>の増進を図る必要がある地域である。</p> <p>自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然</p> <p>の風景地でありその利用を通じて県民の保健、休養及び教化に</p> <p>資するものであることに鑑み、行為規制や生物多様性の把握及</p> <p>び保全等により、優れた自然の保護とその適正な利用を図るも</p> <p>のとする。</p> <p>ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の規定による特別</p> <p>保護地区をいう。）については、その指定の趣旨に即して景</p> <p>観の厳正な維持を図るものとする。</p> <p>イ 特別地域（自然公園法第20条第1項又は第73条第1項の規</p> <p>定による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風</p> <p>致の維持を図るべきものであることに鑑み、都市的利用、農</p> <p>業的利用等を行うための開発行為は、原則として避けるもの</p> <p>とする。</p> <p>ウ 特別地域を除く自然公園地域においては、都市的利用又は</p> <p>農業的利用を行うための大規模な開発、その他風景地として</p> <p>の自然公園の保護に支障を来すおそれのある土地利用は、原</p> <p>則として避けるものとする。</p> | |
|---|---|--|

| | | |
|--|---|--|
| <p>1 (5) 自然保全地域</p> <p>2 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、そ</p> <p>3 の自然環境の保全を図る必要がある地域である。</p> <p>4 自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康</p> <p>5 的で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み</p> <p>6 、広く県民が、その恵沢を享受するとともに将来の県民に自然</p> <p>7 環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものと</p> <p>8 する。</p> <p>9</p> <p>10 ア 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項</p> <p>11 の規定による特別地区をいう。以下同じ。）においては、そ</p> <p>12 の指定の趣旨に鑑み、特定の自然環境の状況に対応した適正</p> <p>13 な保全を図るものとする。</p> <p>14</p> <p>15 イ 特別地区を除く自然保全地域においては、原則として土地</p> <p>16 の利用目的を変更しないものとする。</p> <p>17</p> <p>18</p> | <p>(5) 自然保全地域</p> <p>自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、そ</p> <p>の自然環境の保全を図る必要がある地域である。</p> <p>自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康</p> <p>的で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み</p> <p>、広く県民が、その恵沢を享受するとともに将来の県民に自然</p> <p>環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものと</p> <p>する。</p> <p>ア 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項</p> <p>の規定による特別地区をいう。以下同じ。）においては、そ</p> <p>の指定の趣旨に鑑み、特定の自然環境の状況に対応した適正</p> <p>な保全を図るものとする。</p> <p>イ 特別地区を除く自然保全地域においては、原則として土地</p> <p>の利用目的を変更しないものとする。</p> | |
| <p>19 第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整</p> <p>20 指導方針</p> <p>21 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域</p> <p>22 のうち2地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針</p> <p>23 に即し、また、3地域以上が重複する地域においては、この調整指</p> <p>24 導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を</p> <p>25 考慮して、県土利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用</p> <p>26 を図るものとする。</p> | <p>第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整</p> <p>指導方針</p> <p>都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域</p> <p>のうち2地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針</p> <p>に即し、また、3地域以上が重複する地域においては、この調整指</p> <p>導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を</p> <p>考慮して、県土利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用</p> <p>を図るものとする。</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>1</p> <p>2 1 調整指導方針</p> <p>3 (1) 都市地域と農業地域とが重複する地域</p> <p>4 ア 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と農用地区域とが</p> <p>5 重複する場合</p> <p>6 農用地としての利用を優先するものとする。</p> <p>7</p> <p>8 イ 市街化調整区域と農用地区域を除く農業地域とが重複する</p> <p>9 場合</p> <p>10 原則として、農業上の利用を優先するものとし、特定の場</p> <p>11 合を除き都市的な利用を抑制するものとする。</p> <p>12</p> <p>13 ウ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と</p> <p>14 農用地区域を除く農業地域とが重複する場合</p> <p>15 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図</p> <p>16 りながら、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>17</p> <p>18 (2) 都市地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>19 ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合</p> <p>20 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>21</p> <p>22 イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域を除く森林地域と</p> <p>23 が重複する場合</p> <p>24 原則として、都市的な利用を優先するものとするが、緑地</p> <p>25 としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p>26</p> | <p>1 調整指導方針</p> <p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域</p> <p>ア 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と農用地区域とが</p> <p>重複する場合</p> <p>農用地としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 市街化調整区域と農用地区域を除く農業地域とが重複する</p> <p>場合</p> <p>原則として、農業上の利用を優先するものとし、特定の場</p> <p>合を除き都市的な利用を抑制するものとする。</p> <p>ウ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と</p> <p>農用地区域を除く農業地域とが重複する場合</p> <p>土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図</p> <p>りながら、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合</p> <p>保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域を除く森林地域と</p> <p>が重複する場合</p> <p>原則として、都市的な利用を優先するものとするが、緑地</p> <p>としての森林の保全に努めるものとする。</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>1 ウ 市街化調整区域と保安林の区域を除く森林地域とが重複す 2 る場合 3 原則として、森林としての利用を優先するものとし、特定 4 の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。 5 6 エ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と 7 保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合 8 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用 9 との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。 10 11 (3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域 12 ア 市街化区域及び用途地域と特別地域を除く自然公園地域と 13 が重複する場合 14 <u>自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図</u> 15 <u>りながら都市的な利用を図る。</u> 16 17 イ 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と特別地域とが重 18 複する場合 19 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。 20 21 ウ 市街化調整区域と特別地域を除く自然公園地域とが重複す 22 る場合 23 原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するも 24 のとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとす 25 る。 26</p> | <p>ウ 市街化調整区域と保安林の区域を除く森林地域とが重複す る場合 原則として、森林としての利用を優先するものとし、特定 の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。 エ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と 保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用 との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。 (3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域と特別地域を除く自然公園地域と が重複する場合 <u>原則として、都市的な利用を優先するものとするが、自然</u> <u>公園としての機能の維持に努めるものとする。</u> イ 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と特別地域とが重 複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。 ウ 市街化調整区域と特別地域を除く自然公園地域とが重複す る場合 原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するも のとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとす る。</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>1 エ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と 2 特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合 3 原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するも 4 のとするが、自然公園としての保護及び利用との調整を図り 5 ながら、都市的な利用を認めるものとする。 6 7 (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域 8 ア 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と特別地区とが重 9 複する場合 10 自然環境としての保全を優先するものとする。 11 12 イ 市街化調整区域と特別地区を除く自然保全地域とが重複す 13 る場合 14 原則として、自然環境としての保全を優先するものとし、 15 特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。 16 17 ウ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と 18 特別地区を除く自然保全地域とが重複する場合 19 原則として、自然環境としての保全を優先するものとする 20 が、自然環境としての保全との調整を図りながら、都市的な 21 利用を認めるものとする。 22 23 (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域 24 ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 25 保安林としての利用を優先するものとする。 26</p> | <p>エ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と 特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合 原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するも のとするが、自然公園としての保護及び利用との調整を図り ながら、都市的な利用を認めるものとする。 (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と特別地区とが重 複する場合 自然環境としての保全を優先するものとする。 イ 市街化調整区域と特別地区を除く自然保全地域とが重複す る場合 原則として、自然環境としての保全を優先するものとし、 特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。 ウ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と 特別地区を除く自然保全地域とが重複する場合 原則として、自然環境としての保全を優先するものとするが 、自然環境としての保全との調整を図りながら、都市的な利 用を認めるものとする。 (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域 ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>1 イ 農用地区域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場 2 合 3 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが 4 、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を 5 認めるものとする。 6 7 ウ 農用地区域を除く農業地域と保安林の区域を除く森林地域 8 とが重複する場合 9 原則として、森林としての利用を優先するものとするが、 10 森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認 11 めるものとする。 12 13 (6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 14 ア 農業地域と特別地域とが重複する場合 15 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。 16 17 イ 農業地域と特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合 18 原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するも 19 のとするが、自然公園としての保護及び利用との調整を図り 20 ながら、農業上の利用を認めるものとする。 21 22 (7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域 23 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 24 自然環境としての保全を優先するものとする。 25 26 イ 農業地域と特別地区を除く自然保全地域とが重複する場合</p> | <p>イ 農用地区域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場 合 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが 、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を 認めるものとする。 ウ 農用地区域を除く農業地域と保安林の区域を除く森林地域 とが重複する場合 原則として、森林としての利用を優先するものとするが、 森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認 めるものとする。 (6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。 イ 農業地域と特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合 原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するも のとするが、自然公園としての保護及び利用との調整を図り ながら、農業上の利用を認めるものとする。 (7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先するものとする。 イ 農業地域と特別地区を除く自然保全地域とが重複する場合</p> | |
|---|--|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>1 原則として、自然環境としての保全を優先するものとする 2 が、自然環境としての保全との調整を図りながら、農業上の 3 利用を認めるものとする。 4</p> <p>5 (8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 6 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。 7</p> <p>8 (9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 9 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。 10</p> | <p>原則として、自然環境としての保全を優先するものとするが 、自然環境としての保全との調整を図りながら、農業上の利 用を認めるものとする。</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> | |
| <p>11</p> <p>12 2 留意事項</p> <p>13 土地利用調整に当たっては、併せて次に掲げる留意事項について 14 も十分留意することとする。 15</p> <p>16 (1) 土地利用の規制等に関する法令の理念及びその基本方針 17 各法令の理念を遵守しつつ、法令間の適切な連携がなされる 18 よう調整を図り、土地の合理的利用を確保する。 19</p> <p>20 (2) 市町村の土地利用に関する諸計画及び施策 21 市町村において総合調整を了した土地利用に関する諸計画等 22 との整合性を図りつつ、土地利用を調整する。 23</p> <p>24 (3) 農用地の利用転換 25 食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・ 26 自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との調整</p> | <p>2 留意事項</p> <p>土地利用調整に当たっては、併せて次に掲げる留意事項について も十分留意することとする。</p> <p>(1) 土地利用の規制等に関する法令の理念及びその基本方針 各法令の理念を遵守しつつ、法令間の適切な連携がなされる よう調整を図り、土地の合理的利用を確保する。</p> <p>(2) 市町村の土地利用に関する諸計画及び施策 市町村において総合調整を了した土地利用に関する諸計画等 との整合性を図りつつ、土地利用を調整する。</p> <p>(3) 農用地の利用転換 食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・ 自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との調整</p> | |

| | | |
|---|--|--|
| <p>1 を図りつつ、無秩序な転換を防止し、優良農地が確保されるよ 2 う十分考慮する。</p> <p>3</p> <p>4 (4) 森林の利用転換</p> <p>5 森林の有する公益的機能を十分考慮して、森林資源の維持<u>増</u> 6 <u>進</u>と持続可能な林業経営に留意しながら、その周辺の土地利用 7 との調整を図る。</p> <p>8</p> <p>9 (5) 農山村の混住化の進行する地域等における土地利用の転換</p> <p>10 土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用 11 のまとまりを確保することなどにより、農用地、宅地等相互の 12 土地利用の調和を図る。</p> <p>13</p> <p>14 (6) 大規模な土地利用の転換</p> <p>15 影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調 16 査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に 17 配慮しつつ、また、産業系土地利用については広域交通ネット 18 ワークの活用も考慮しながら、茨城県県土利用の調整に関する 19 基本要綱等に基づき、適正かつ合理的な土地利用を図る。</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> | <p>を図りつつ、無秩序な転換を防止し、優良農地が確保されるよ う十分考慮する。</p> <p>(4) 森林の利用転換</p> <p>森林の有する公益的機能を十分考慮して、森林資源の維持<u>造</u> <u>成</u>と持続可能な林業経営に留意しながら、その周辺の土地利用 との調整を図る。</p> <p>(5) 農山村の混住化の進行する地域等における土地利用の転換</p> <p>土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用 のまとまりを確保することなどにより、農用地、宅地等相互の 土地利用の調和を図る。</p> <p>(6) 大規模な土地利用の転換</p> <p>影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調 査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に 配慮しつつ、また、産業系土地利用については広域交通ネット ワークの活用も考慮しながら、茨城県県土利用の調整に関する 基本要綱等に基づき、適正かつ合理的な土地利用を図る。</p> | |
|---|--|--|

1 ○ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導
2 方針（整理表）

| 五地域区分 | 五地域区分 | | 都市地域 | | 農業地域 | | 森林地域 | | 自然公園地 | | 自然保全地 | |
|-------|-------|---------|----------------|-----------------|------|-------|------|-----|-------|------|-------|------|
| | 細区分 | 細区分 | 市街化区域及び市街化調整区域 | 用途地域 市街化調整区域 | その他 | 農用地区域 | その他 | 保安林 | その他 | 特別地域 | 普通地域 | 特別地域 |
| 都市地域 | 市街化区域 | 市街化調整区域 | × | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × |
| 農業地域 | 農用地区域 | その他 | × | ← | △ | × | ← | × | ○ | ○ | × | × |
| 森林地域 | 保安林 | その他 | × | ← | △ | ↑ | ← | × | ○ | ○ | × | × |
| 自然公園地 | 特別地域 | 普通地域 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × | × |
| 自然保全地 | 特別地区 | 普通地区 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × | × |

- 3 注
4 ×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
5 ◀：矢印方向の土地利用を優先する。
6 ⇐：原則として、矢印方向の利用を優先し、都市的な利用を抑制する（特定の
7 場合を除く。）。
8 ←：原則として、矢印方向の利用を優先するものとするが、矢印方向の利用と
9 の調整を図りながら、他方の利用を認める。
10 ▲：原則として、都市的な利用を優先するが、**緑地としての森林の保全に努め**
11 **る。**
12 △：土地利用の現況に留意しつつ、両地域間の調整を図りながら、都市的な利
13 用を認める。

○ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導
方針（整理表）

| 五地域区分 | 五地域区分 | | 都市地域 | | 農業地域 | | 森林地域 | | 自然公園地 | | 自然保全地 | |
|-------|-------|---------|----------------|-----------------|------|-------|------|-----|-------|------|-------|------|
| | 細区分 | 細区分 | 市街化区域及び市街化調整区域 | 用途地域 市街化調整区域 | その他 | 農用地区域 | その他 | 保安林 | その他 | 特別地域 | 普通地域 | 特別地域 |
| 都市地域 | 市街化区域 | 市街化調整区域 | × | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × |
| 農業地域 | 農用地区域 | その他 | × | ⇐ | △ | × | ← | × | ○ | ○ | × | × |
| 森林地域 | 保安林 | その他 | × | ⇐ | △ | ↑ | ← | × | ○ | ○ | × | × |
| 自然公園地 | 特別地域 | 普通地域 | × | ⇐ | △ | ↑ | ← | × | ○ | ○ | × | × |
| 自然保全地 | 特別地区 | 普通地区 | × | ⇐ | △ | ↑ | ← | × | ○ | ○ | × | × |

- 注
×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
◀：矢印方向の土地利用を優先する。
⇐：原則として、矢印方向の利用を優先し、都市的な利用を抑制する（特定の
場合を除く。）。
←：原則として、矢印方向の利用を優先するものとするが、矢印方向の利用と
の調整を図りながら、他方の利用を認める。
▲：原則として、都市的な利用を優先するが、**他方の機能維持**に努め
る。
△：土地利用の現況に留意しつつ、両地域間の調整を図りながら、都市的な利
用を認める。

| | | |
|---|---|--|
| <p>1 <u>※：自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的</u> 2 <u>利用を図る。</u> 3 ○：両地域が両立するよう調整を図る。 4 5 6 (参考資料) 7 1 土地利用基本計画図地域区分別面積 8 (1) 五地域区分の面積 略 9 (2) 参考表示の地域・地区等の面積 略 10 11 <u>2 県土利用の推移</u> 12 <u>(1) 利用区分別面積の推移</u> 略 13 <u>(2) 利用区分別面積割合の推移</u> 略 14 15 <u>3 用語解説</u> 略 16 17 _____ 18 19 _____</p> | <p>_____</p> <p>○：両地域が両立するよう調整を図る。 (参考資料) 1 土地利用基本計画図地域区分別面積 (1) 五地域区分の面積 略 (2) 参考表示の地域・地区等の面積 略 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2 用語解説</u> 略 <u>3 茨城県土地利用基本計画（計画書）の変更に係る経過</u> 略 <u>4 国土利用計画関係法令等</u> 略</p> | <p>R5第2回国土審 における委員意 見を反映</p> |
|---|---|--|

茨城県土地利用基本計画（案）

令和〇年〇月

茨 城 県

目 次

| | |
|--------------------------------------|------|
| 前文 | － 1 |
| 第 1 章 県土利用の状況及び基本的条件の変化と課題 | － 2 |
| 1 県土利用の状況 | － 2 |
| 2 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題 | － 4 |
| 第 2 章 県土利用の基本方向 | － 6 |
| 1 県土利用の基本目標 | － 6 |
| 2 県土利用の基本方針 | － 6 |
| 3 五地域の土地利用の原則 | － 10 |
| 第 3 章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 | － 13 |
| 1 調整指導方針 | － 13 |
| 2 留意事項 | － 15 |
| 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針（整理表） | － 17 |
| (参考資料) | |
| 1 土地利用基本計画図地域区分別面積 | － 18 |
| 2 県土利用の推移 | － 20 |
| 3 用語解説 | － 21 |

前 文

この土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、茨城県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき策定したものであり、同法に基づく土地取引規制及び土地利用に関する他法令等に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となるものである。

つまり、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通して間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

この基本計画については、国が定める国土利用計画を基本とすることから、令和5年7月28日に閣議決定された第六次国土利用計画(全国計画)との整合を図るため、変更するものである。

なお、前回の平成29年3月における本計画の変更に際し、県国土利用計画に定めていた内容との重複や相違点を解消するため、同計画を基本計画に統合し、県土利用の総合的方針を示す計画として一本化している。

第1章 県土利用の状況及び基本的条件の変化と課題

1 県土利用の状況

(1) 県土の概要

本県は、関東地方の北東部に位置し、政治・経済の中心地で大消費地でもある東京からおよそ35～160km圏と近接している。県北地域は、阿武隈・八溝山系の山々が連なるとともに、変化に富んだ海岸線など優れた自然景観を有しており、県央から県南西地域にかけての地域は、肥沃な平地が広がる豊かな穀倉地帯となっているほか、筑波山や全国第2位の面積を有する霞ヶ浦、ラムサール条約登録湿地である涸沼など、水と緑に恵まれた多彩な県土を形成している。

このような本県は、全国第4位の可住地面積を有し、気候も温和で自然災害が少なく、ゆとりある居住環境を備えており、都市的な生活と自然の豊かさを享受できる、暮らしやすい環境にある。

表 県土利用の状況

| 区分 | 平成26年 | 令和4年 | | R4/H26比率 |
|----------|---------|---------|---------|----------|
| | (ha) | (ha) | 構成比 (%) | (%) |
| 農地 | 172,300 | 160,700 | 26.4 | 93.3 |
| 田 | 99,300 | 94,800 | 15.5 | 95.5 |
| 畑 | 72,900 | 65,900 | 10.8 | 90.4 |
| 森林 | 187,300 | 187,900 | 30.8 | 100.3 |
| 原野等 | 1,000 | 700 | 0.1 | 70.0 |
| 水面・河川・水路 | 53,700 | 53,600 | 8.8 | 99.8 |
| 道路 | 42,700 | 43,400 | 7.1 | 101.6 |
| 宅地 | 74,100 | 77,100 | 12.6 | 104.0 |
| 住宅地 | 46,300 | 48,300 | 7.9 | 104.3 |
| 工業用地 | 8,500 | 8,900 | 1.5 | 104.7 |
| その他の宅地 | 19,300 | 19,900 | 3.3 | 103.1 |
| その他 | 78,600 | 86,400 | 14.2 | 109.9 |
| 合計 | 609,700 | 609,800 | 100.0 | 100.0 |

(資料：地域振興課調べ)

- ※1 平成26年は前回の本計画変更時における土地利用の状況、令和4年は直近の土地利用の現状。
- ※2 原野等とは、原野、採草放牧地等である。
- ※3 その他の宅地とは、主に商業・サービス・業務などの施設用地である。
- ※4 その他とは、合計(県土面積)から、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いた面積であり、公園・緑地といった公共・公益施設用地、ゴルフ場などのレクリエーション施設用地、荒廃農地や空き地のうち、登記簿に雑種地として記載されているもの等が含まれる。

(2) 土地利用の動向

ア 農地

本県は、令和4年の農業産出額が、6年連続で全国第3位となるなど、日本有数の農業県として確固たる地位を確立している。平坦な地形を活用し、総じて低地部では稲作

が、丘陵部や台地部では畑作が展開されている。

農地面積は、前回の計画変更時の土地利用状況と比較すると平成26年以降も、一貫して減少しており、前回の計画期間と比べると減少傾向が強まっている。令和4年時点では田が 94,800ha、畑が 65,900ha、計 160,700ha となっている。

イ 森林

本県の森林地域は、県域の北部から北西部の山地部にかけての山岳林と広大な平野部に点在する平地林で構成されている。

森林面積は平成26年以降、それまでの減少傾向から、概ね横這いの傾向へと移っており、令和4年時点では 187,900ha となっているほか、土地利用区分の構成比は 30.8% と、全区分の中で1位になっている。

一方、山元立木価格の長期低迷等による林業の停滞や森林所有者の森林管理意欲の低下などにより、適切な管理が行われていない森林の増大が懸念されている。

ウ 原野等

本県の原野等は、令和4年時点で 700ha となっており、その大部分が採草放牧地である。それ以外の原野については、雑草・低木が生える湿地となっており、近年の自然保護に対する県民意識の高まり等により、その希少性が注目され、土地利用転換に対する抑制の機運が高まりつつある。

エ 水面・河川・水路

全国第2位の面積を誇る霞ヶ浦等の湖沼や、利根川をはじめとする多くの大小河川を有する本県の水面・河川・水路の面積は、令和4年時点で 53,600ha となっている。

湖沼や河川において、治水・利水対策が進められる一方で、水路については、水田の減少に伴う面積の減少がみられるが、全体では近年は概ね横這いの傾向にある。

オ 道路

可住地面積が広く、北海道に次ぐ道路総延長を有する本県の道路面積は、令和4年時点で 43,400ha となっている。

生活利便性の向上、地域の活性化、地域産業の振興等を図るため、高規格幹線道路や生活道路の整備が進められているなど増加傾向にある。

カ 宅地

宅地面積は令和4年時点で 77,100ha となっており、都市化の進展、世帯数の増加等に伴い、増加傾向にはあるが、増加率は鈍化してきている。

住宅地、工業用地、商業用地などその他の宅地のいずれも、前回の計画変更時の土地

利用状況と比較すると平成 26 年以降も、増加傾向が続いている。特に、工業用地は、県内外からの企業立地が進んでいる。

キ その他

公共・公益施設やレクリエーション施設用地など、その他の面積は令和 4 年時点で 86,400ha となっている。

その他の土地利用のうち、公共・公益施設用地については、生活の質的向上や高齢社会への対応などを図るため、公園・緑地、社会教育施設、社会福祉施設等の整備が進められている。

2 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

(1) 人口減少・高齢社会の急速な進展

現在、我が国は、既に本格的な人口減少社会を迎えており、中山間地域を中心に無居住化する地域も拡大している。今後も一部の利便性の高い地域においては、人口増加や新たな都市機能等の集積に伴い、一定程度、土地需要が増加することも想定されるものの、全体としてみれば土地需要は減少し、これに伴って県土の利用は様々な形で縮小していくことが想定される。

それに加えて、可住地面積が広い本県では、従来から一部の都市に人口が極端に集中することなく、市街地が点在する分散型の地域構造が形成されており、市街地の低未利用土地や都市基盤が十分に活用されないままに拡散型の土地利用が多くなされてきた。

このような状況の中、人口減少等の急速な進展に伴い、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加傾向にあり、非効率な土地利用の増大や更なる県土管理水準の低下等による周辺地域への悪影響の発生等が懸念されることから、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

(2) 安全・安心な県土利用の実現の重要性

本県においては、甚大な被害を受けた平成 23 年 3 月の東日本大震災のほか、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風など、相次ぐ自然災害の経験により、居住地や公共施設の立地など県土利用面における安全・安心に対する県民の意識が高まりを見せている。

地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁に発生する可能性が非常に高いと予測されていることから、風水害、土砂災害の激甚化・頻発化が懸念される。一方、無降水日数も全国的に増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念される。

このような状況の中、できるだけ早期に多様な災害リスクの把握、周知に努め、防災・減災対策を強化するとともに、安全性を計画的に高めていく県土利用・管理への転換を図ることが重要である。

(3) 自然環境の保全と活用の重要性

地球温暖化等に伴う気候変動は、県土の自然環境に広く影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進、排出された廃棄物等の循環的な利用促進や不適正処理の防止などにより、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが重要となる。

また、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、自然が持つ多様な機能を積極的に評価しながら、持続可能で豊かな暮らしを実現する基盤として、その保全と活用を図る視点も重要である。

(4) 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進と地域における移動手段の確保

県内の高速道路網については、常磐自動車道が県土を南北に縦貫しているほか、北関東自動車道及び首都圏中央連絡自動車道が東西に横断し、本県の道路ネットワークの大動脈となっている。また、東関東自動車道水戸線の早期全線開通に向けた整備が進められている。

鉄道については、南北の幹線となる常磐線を軸に、各地域で県民の広域的な移動手段の確保が図られている。また、つくばエクスプレスの東京及び土浦への延伸をはじめ、地下鉄8号線、ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸が期待されている。

港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂港区及び大洗港区）と鹿島港の2つの重要港湾があり、首都圏の物流拠点となっているほか、インバウンド観光の玄関口となることが期待されている。また、脱炭素化による魅力向上（競争力強化）を図るとともに、次世代エネルギーのサプライチェーンの拠点化を目指している。

茨城空港については、国際線や国内線の定期便が就航するとともに、国内外との様々なチャーター便が運航されるなど首都圏の航空需要の一翼を担っている。

今後、こうした陸・海・空の広域交通ネットワークを活用して、関東・磐越地域などを見据えた広域的な連携も含め、県内と国内外との結びつきをこれまで以上に強めることにより、物流や観光、文化など様々な分野における交流の拡大と活性化をより一層促進していくことが重要である。

一方、地域公共交通については、今後更に人口減少が進む中、その維持が困難となることが想定される。通勤通学や買い物、医療・福祉・介護施設へのアクセス等に不可欠な地域の足の確保に向け、抜本的な対策の強化が求められている。

このような状況の中、市町村や交通事業者等と連携しながら持続可能な公共交通ネットワークの形成を図り、県民の自立した日常生活や社会生活の基盤となる移動手段を確保していくことが重要である。

(5) デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決

社会経済においてデジタル化の進展により各種のDXが加速している状況を踏まえ、地域における様々なサービスや活動分野において、デジタル活用を通じて効率性・生産性の向上につなげる必要がある。

また、県民の多様化する価値観に即して、地域が直面する諸課題に迅速に対応するため

には、行政中心の取組のみならず、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体が連携・協働して、地域課題の解決に当たる必要がある。

このような状況の中、デジタルの徹底活用と官民連携により(1)～(4)の変化に対応し、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが重要である。

第2章 県土利用の基本方向

1 県土利用の基本目標

県土は、生活や生産といった諸活動の基盤であり、県民共通の財産であるが、人口減少・高齢社会の急速な進展や、相次ぐ自然災害の経験による県土利用面における安全・安心に対する県民意識の高まり、地球温暖化等に伴う更なる自然環境の悪化など、県土をめぐる状況は大きく変化している。

県土が現在と将来の県民のための限られた資源であることに鑑み、これらの基本的条件の変化や、それに伴う土地利用上の課題に対応した県土利用・管理を進め、良好な生活環境の確保と県土の更なる発展を目指すものとする。

特に、本県では、平坦な地形による可住地面積の広さを背景として、市街地の低密度化や都市機能の拡散化が進行してきたが、人口減少・高齢社会の急速な進展の中で、こうした拡散型の土地利用を放置した場合、都市基盤の維持更新コストの増大や、生活関連サービスの低下、地域コミュニティの活力低下、公共交通の維持困難など、様々な影響が懸念される。

このため、適切な県土管理の実現に向け、地域の特性に応じ、生活に必要な行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能の確保を図ることを基本としながらも、中長期的には拡散型の土地利用を抑制し、都市機能を都市中心部や生活拠点等に集約するとともに、ひとつの地域で十分な都市機能を楽しむことが難しい場合には、各地域をネットワークで結ぶ「コンパクト+ネットワーク」による暮らしやすい土地利用への転換を図っていくこととする。

また、このような県土環境のめまぐるしい変化の中においても、「活力があり、県民が日本一幸せな県」づくりが展開される場として、健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくりを目指し、自然環境や美しい景観等の保全を図り、水や緑に親しめる環境づくりと自然環境保全の意識啓発を推進する。

さらに、県内外の交流・広域連携の活発化などにより、県土の魅力を総合的に向上させるため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施しつつ、高度なものづくり産業や最先端の科学技術の集積や陸・海・空の広域交通ネットワークなどの優れた地域資源を最大限に活用できるよう、県土の有効利用と適切な維持管理を図るものとする。

2 県土利用の基本方針

本計画では、上記に示した県土利用の基本目標の実現に向けて、(1)適切な県土管理を実現する県土利用・管理、(2)安全・安心を実現する県土利用・管理、(3)自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・管理、(4)県土利用・管理DXを含む複合的な施策の推進、(5)多様な主体による県土利用・管理の5項目に関する基本方針を定める。

(1) 適切な県土管理を実現する県土利用・管理

適切な県土管理を実現する県土利用・管理については、人口減少が加速するなかで、発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用

をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、放牧等により草刈りや見守り程度の粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意形成に基づき土地の利用・管理手法を定める地域管理構想を推進する。

また、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家の利活用の円滑化により土地利用の効率化を図るとともに、低未利用土地や空き家の発生抑制、適切な管理、除却により周辺地域への悪影響を防止する。さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図る。

都市においては、「コンパクト＋ネットワーク」の実現のため、居住・都市機能の誘導と地域公共交通ネットワークの確保・充実を一体的に推進することが重要である。地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を都市中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への無秩序な市街地の拡大を抑制するほか、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークを構築する。集約化する中心部等では、空き家や空き地など低未利用土地を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、地域ごとの状況や課題を踏まえ、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農用地（農業振興地域の整備に関する法律第3条第1号に規定する耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案した対応を進める。特に、人口減少・高齢社会に対応した生活基盤としては、日常生活に必要な移動手段を確保するため、都市や農山漁村など地域の実情に応じ、市町村等が運行するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどに加えて、地域が主体となった移送サービスなど、多様な生活交通の導入を促進するとともに、交通安全施設の整備等により、安全な道づくりを推進する。また、ひとつの地域だけでは十分な都市機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な都市機能を受取る取組を進めるほか、市町村界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進する。

農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約化を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。

森林については、森林湖沼環境税等を活用した森林経営の集約化等により、県土の保全、水源のかん養、カーボンニュートラルへの寄与等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農用地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた太陽光発電設備や風力発電設備等の再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で導入を促進する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

一方で、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化など、地域の実情を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積や優良宅地の開発の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進していく。

(2) 安全・安心を実現する県土利用・管理

安全・安心を実現する県土利用・管理については、各研究機関や各大学との連携を強化しつつ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、地震、風水害、土砂災害等の災害リスクの把握及び周知を図ることを基本とする。特に、大規模地震発生時への対策を進めるため、地震被害想定調査、さらにそれを基にした被害状況を予測できるシステムを構築し、初動対応や県民への意識啓発等に活用するほか、風水害、土砂災害等に対するハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施等を促進することにより、県民の防災意識の向上を図る。

また、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、災害リスクの高い地域については、地域の様々な要素を衡量した上で、土地利用を適切に制限することが必要である。これと同時に、中長期的な視点から、より安全な地域へ都市機能や居住を誘導する取組を進めることも重要である。

さらに、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、国土保全や水源かん養等の公益的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進し、交通やエネルギー、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。

加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、防災・減災対策を常にアップデートしながら、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。

さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保するなど、これらの取組を進めることにより安全・安心な国土利用・管理を実現していく。

(3) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・管理

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・管理については、県土と社会経済活動の基盤となる自然環境の保全・再生と持続的な活用を進め、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

その際、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

などの取組によって地域の社会課題解決を図っていく。

また、地域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進するほか、バイオマス等の循環利用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。

さらに、自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や、地方への移住や二地域居住など地域間の対流促進や関係人口を拡大することによって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化する。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。

これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、地域課題を解決していくことや、地域管理構想による最適な県土利用・管理の取組において、自然資本の保全・拡大にも配慮することにより、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることを推進する。

(4) 県土利用・管理DXを含む複合的な施策の推進

県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を活用し、対策を検討していくことが重要である

そこで、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、各主体が所有データを積極的に公開（オープンデータ化）することによって行政、民間企業、大学等のデータ利活用者のニーズを反映した利活用を促進する。

(5) 多様な主体による県土利用・管理

人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や空き地・空き家バンク等の官民連携による取組を促進していくことが重要である。特に、(1)～(3)の基本方針における地域課題への対応においては、県民・企業・自治会・NPO・行政等の連携・協働のもと、自助・共助・公助による持続可能な地域コミュニティの形成を促進することが必要である。

また、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わりの深化等を通じて、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理（県土

の県民的経営)を進めていくことが引き続き重要である。

3 五地域の土地利用の原則

県土利用の基本目標の実現に向け、本計画では、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域について、それぞれ次の原則に従って適正に土地利用を行っていくものとする。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図る。

また、この土地利用の原則は、本県が有する陸・海・空の広域交通ネットワークの充実などを活かしつつ、国、地方公共団体などの公的主体性に加え、地域住民や民間企業、NPOなどの多様な主体の取組により実現されるものである。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮するとともに、無秩序な拡散型の土地利用を抑制するほか、災害リスクの高い地域については、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導するなど、人口減少社会に対応した集約型土地利用に向けて、適正かつ効率的な土地利用を行うものとする。

その際には、市町村、地域住民等と連携し、低未利用土地や空き家等の利活用により土地利用を効率化しながら、行政、医療・介護、福祉、商業等の生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図る。

さらに、防災・減災のための施設整備に加え、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを推進する。

ア 市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域をいう。以下同じ。）においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮するとともに、既存ストックの有効活用に重点をおきながら、市街地の整備、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備等を計画的に推進することにより都市機能の集積を図る。

また、当該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。さらに、環境の保全、防災など都市農業の多様な機能を発揮する農地について、有効な活用及び適切な保全を図るものとする。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、新たな開発行為等を限定し、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図り、市街化を抑制するものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域（以下「非線引き都市計画区域」という。）における用途地域内の土地利用については、市

街化区域における土地利用に準ずるものとする。

また、非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域の土地利用については、良好な自然環境を維持するため、必要に応じて特定用途制限地域の指定等の都市計画制度を活用し、適正な土地利用がなされるよう誘導する。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として県民の最も基礎的な土地資源であるとともに、農業生産活動を通じて、県土保全、環境保全、景観形成等、多面的機能の発揮も期待されることから、農用地は、原則としてその保全と有効利用を図る。

特に、農用地の有効利用を図り、荒廃農地の発生防止やその解消のため、荒廃農地を再生利用する取組を進め、また、農業生産基盤整備事業によるほ場の大区画化などにより、優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業等により、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を推進する。その他、市民農園としての利用など多様な農用地の利用により農業空間の維持を図るものとする。

また、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保し、整備するものとする。

ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることに鑑み、他用途への転用は、原則として行わないものとするとともに、区画整理等の農業生産基盤の整備を計画的に推進する。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農用地については、農用地区域と一体として農業の振興を図る地域であるので、原則として保全するものとする。ただし、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合、転用を行えるものとするが、この場合であっても、農業生産力の高い農用地、集団的に存在している農用地又は農業に対する公共投資の対象となった農用地の転用は、原則として行わないものとする。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源のかん養、山地災害の防止、カーボンニュートラルへの寄与等、森林の有する公益的な機能を発揮させるものとする。

特に、平地林や里山林においては、地域住民等による身近な緑としての保全・整備を促進するとともに、多様な動植物が生息・生育する森林については、生物多様性及び生態系

サービスの保全と持続可能な利用に向けて、次世代へ引き継ぐべき貴重な財産として、適正な維持と自然環境の保全を図るものとする。

ア 保安林（森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定による保安林をいう。以下同じ。）の区域については、**県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることに鑑み、その積極的な配備と適正な管理を進めるとともに、**他用途への転用は、原則として行わないものとする。

イ 保安林の区域を除く森林地域については、森林の持つ**公益**的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、原則として他用途への転用を避けるものとする。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地でありその利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることに鑑み、行為規制や生物多様性の把握及び保全等により、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の規定による特別保護地区をいう。）については、その指定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとする。

イ 特別地域（自然公園法第20条第1項又は第73条第1項の規定による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることに鑑み、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は、原則として避けるものとする。

ウ 特別地域を除く自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他風景地としての自然公園の保護に支障を来すおそれのある土地利用は、原則として避けるものとする。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、広く県民が、その恵沢を享受するとともに将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

ア 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は第 46 条第 1 項の規定による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨に鑑み、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

イ 特別地区を除く自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3地域以上が重複する地域においては、この調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、県土利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

1 調整指導方針

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。
- イ 市街化調整区域と農用地区域を除く農業地域とが重複する場合
原則として、農業上の利用を優先するものとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。
- ウ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と農用地区域を除く農業地域とが重複する場合
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

- ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先するものとするが、**緑地としての森林の保全に努めるものとする。**
- ウ 市街化調整区域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合
原則として、森林としての利用を優先するものとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。
- エ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合
森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域と特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図

る。

- イ 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- ウ 市街化調整区域と特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合
原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。
- エ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合
原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとするが、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域を除く都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。
- イ 市街化調整区域と特別地区を除く自然保全地域とが重複する場合
原則として、自然環境としての保全を優先するものとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとする。
- ウ 非線引き都市計画区域における用途地域を除く都市地域と特別地区を除く自然保全地域とが重複する場合
原則として、自然環境としての保全を優先するものとするが、自然環境としての保全との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

- ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ 農用地区域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- ウ 農用地区域を除く農業地域と保安林の区域を除く森林地域とが重複する場合
原則として、森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地域を除く自然公園地域とが重複する場合

原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとするが、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地区を除く自然保全地域とが重複する場合

原則として、自然環境としての保全を優先するものとするが、自然環境としての保全との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

2 留意事項

土地利用調整に当たっては、併せて次に掲げる留意事項についても十分留意することとする。

(1) 土地利用の規制等に関する法令の理念及びその基本方針

各法令の理念を遵守しつつ、法令間の適切な連携がなされるよう調整を図り、土地の合理的利用を確保する。

(2) 市町村の土地利用に関する諸計画及び施策

市町村において総合調整を了した土地利用に関する諸計画等との整合性を図りつつ、土地利用を調整する。

(3) 農用地の利用転換

食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との調整を図りつつ、無秩序な転換を防止し、優良農地が確保されるよう十分考慮する。

(4) 森林の利用転換

森林の有する公益的機能を十分考慮して、森林資源の維持増進と持続可能な林業経営に留意しながら、その周辺の土地利用との調整を図る。

(5) 農山村の混住化の進行する地域等における土地利用の転換

土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

(6) 大規模な土地利用の転換

影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、また、産業系土地利用については広域交通ネットワークの活用も考慮しながら、茨城県県土利用の調整に関する基本要綱等に基づき、適正かつ合理的な土地利用を図る。

○ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針（整理表）

| 五地域区分 | 五地域区分 細区分 | 都市地域 | | | 農業地域 | | 森林地域 | | 自然公園地 | | 自然保全地 | |
|-------|-----------------|-----------------|---------|-----|------|-----|------|-----|-------|------|-------|------|
| | | 市街化区域 及び用途地域 | 市街化調整区域 | その他 | 農用地 | その他 | 保安林 | その他 | 特別地域 | 普通地域 | 特別地区 | 普通地区 |
| 都市地域 | 市街化区域 及び用途地域 | | | | | | | | | | | |
| | 市街化調整区域 | × | | 他 | | | | | | | | |
| | その他 | × | × | | | | | | | | | |
| 農業地域 | 農用地 | × | ← | ← | | | | | | | | |
| | その他 | × | ⇐ | △ | × | | | | | | | |
| 森林地域 | 保安林 | × | ← | ← | × | ← | | | | | | |
| | その他 | ▲ | ⇐ | △ | ↑ | ← | × | | | | | |
| 自然公園地 | 特別地域 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | | | | |
| | 普通地域 | ※ | ⇐ | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | | | |
| 自然保全地 | 特別地区 | × | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × | | |
| | 普通地区 | × | ⇐ | ← | ← | ← | ○ | ○ | × | × | × | |

注

×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。

←：矢印方向の土地利用を優先する。

⇐：原則として、矢印方向の利用を優先し、都市的な利用を抑制する（特定の場合を除く。）。

←：原則として、矢印方向の利用を優先するものとするが、矢印方向の利用との調整を図りながら、他方の利用を認める。

▲：原則として、都市的な利用を優先するが、**緑地としての森林の保全に努める。**

△：土地利用の現況に留意しつつ、両地域間の調整を図りながら、都市的な利用を認める。

※：自然公園地としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。

○：両地域が両立するよう調整を図る。

(参考資料)

1 土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積 (変更決定までに時点更新予定)

(R6.7.1 現在)

| 区 分 | | 面 積 (ha) | 割 合 (%) |
|-------------|-------------|------------|-----------|
| 五 地 域 | 都 市 地 域 | 432,416 | 70.9 |
| | 農 業 地 域 | 475,086 | 77.9 |
| | 森 林 地 域 | 187,362 | 30.7 |
| | 自 然 公 園 地 域 | 90,896 | 14.9 |
| | 自 然 保 全 地 域 | 645 | 0.1 |
| 計 | | 1,186,405 | 194.6 |
| 白 地 地 域 | | 1,354 | 0.2 |
| 合 計 | | 1,187,759 | 194.8 |
| 県 土 面 積 | | 609,756 | 100.0 |

(注1) 五地域区分の面積は、五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

(注2) 県土面積は、令和6年4月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

(2) 参考表示の地域・地区等の面積 (変更決定までに時点更新予定)

| 地域・地区等 | 面積 (ha) | 備考 |
|-----------------------|-----------|--------------|
| 市街化区域 | 52,589 | 令和6年3月31日現在 |
| 市街化調整区域 | 254,103 | 〃 |
| その他都市計画区域 における用途地域 | 5,905 | 〃 |
| 農用地区域 | 130,439 | 令和5年12月31日現在 |
| 国有林 | 45,045 | 令和6年4月1日現在 |
| 地域森林計画対象民有林 | 142,300 | 〃 |
| 保安林 | 56,157 | 令和6年3月31日現在 |
| 特別地域 (自然公園地域) | 43,934 | 令和6年1月1日現在 |
| 特別保護地区 (自然公園地域) | 114 | |
| 特別地区 (自然環境保全地域) | 82 | |

(注) 面積は、各個別規制法に基づく諸計画における数値である。

2 県土利用の推移

(1) 利用区分別面積の推移

(単位：km²)

| 区分 | 年 | 昭和 57年 | 61年 | 平成 2年 | 6年 | 10年 | 14年 | 18年 | 22年 | 26年 | 30年 | 令和 4年 |
|----------|---|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 農地 | | 2,080 | 2,039 | 1,991 | 1,913 | 1,851 | 1,792 | 1,768 | 1,752 | 1,723 | 1,660 | 1,607 |
| 田 | | 1,148 | 1,129 | 1,110 | 1,086 | 1,068 | 1,030 | 1,009 | 1,003 | 993 | 968 | 948 |
| 畑 | | 932 | 910 | 881 | 827 | 783 | 762 | 759 | 749 | 729 | 692 | 659 |
| 森林 | | 2,106 | 2,036 | 1,958 | 1,918 | 1,902 | 1,891 | 1,896 | 1,884 | 1,873 | 1,876 | 1,879 |
| 国有林 | | 483 | 481 | 468 | 464 | 459 | 460 | 459 | 454 | 454 | 451 | 454 |
| 民有林 | | 1,623 | 1,555 | 1,490 | 1,454 | 1,443 | 1,432 | 1,437 | 1,430 | 1,419 | 1,425 | 1,425 |
| 原野等 | | 8 | 8 | 6 | 6 | 6 | 8 | 8 | 9 | 10 | 10 | 7 |
| 水面・河川・水路 | | 536 | 535 | 538 | 540 | 539 | 537 | 536 | 537 | 537 | 536 | 536 |
| 水面 | | 233 | 234 | 235 | 235 | 235 | 234 | 234 | 235 | 235 | 235 | 235 |
| 河川 | | 226 | 227 | 229 | 231 | 231 | 232 | 232 | 232 | 233 | 233 | 234 |
| 水路 | | 77 | 74 | 74 | 74 | 73 | 71 | 69 | 69 | 69 | 68 | 67 |
| 道路 | | 369 | 379 | 369 | 380 | 394 | 404 | 414 | 423 | 427 | 431 | 434 |
| 一般道路 | | 258 | 277 | 263 | 274 | 287 | 300 | 312 | 320 | 325 | 331 | 335 |
| 農道 | | 98 | 95 | 99 | 98 | 97 | 94 | 92 | 92 | 92 | 90 | 88 |
| 林道 | | 13 | 7 | 7 | 8 | 10 | 10 | 10 | 11 | 10 | 10 | 10 |
| 宅地 | | 489 | 528 | 570 | 616 | 656 | 684 | 705 | 727 | 741 | 756 | 771 |
| 住宅地 | | 315 | 340 | 360 | 383 | 407 | 423 | 437 | 452 | 463 | 474 | 483 |
| 工業用地 | | 68 | 74 | 77 | 85 | 86 | 86 | 83 | 85 | 85 | 86 | 89 |
| その他の宅地 | | 106 | 114 | 133 | 148 | 163 | 175 | 185 | 190 | 193 | 196 | 199 |
| その他 | | 506 | 569 | 661 | 721 | 746 | 780 | 769 | 764 | 786 | 828 | 864 |
| 合計 | | 6,094 | 6,094 | 6,093 | 6,094 | 6,094 | 6,096 | 6,096 | 6,096 | 6,097 | 6,097 | 6,098 |

資料：県地域振興課調べ

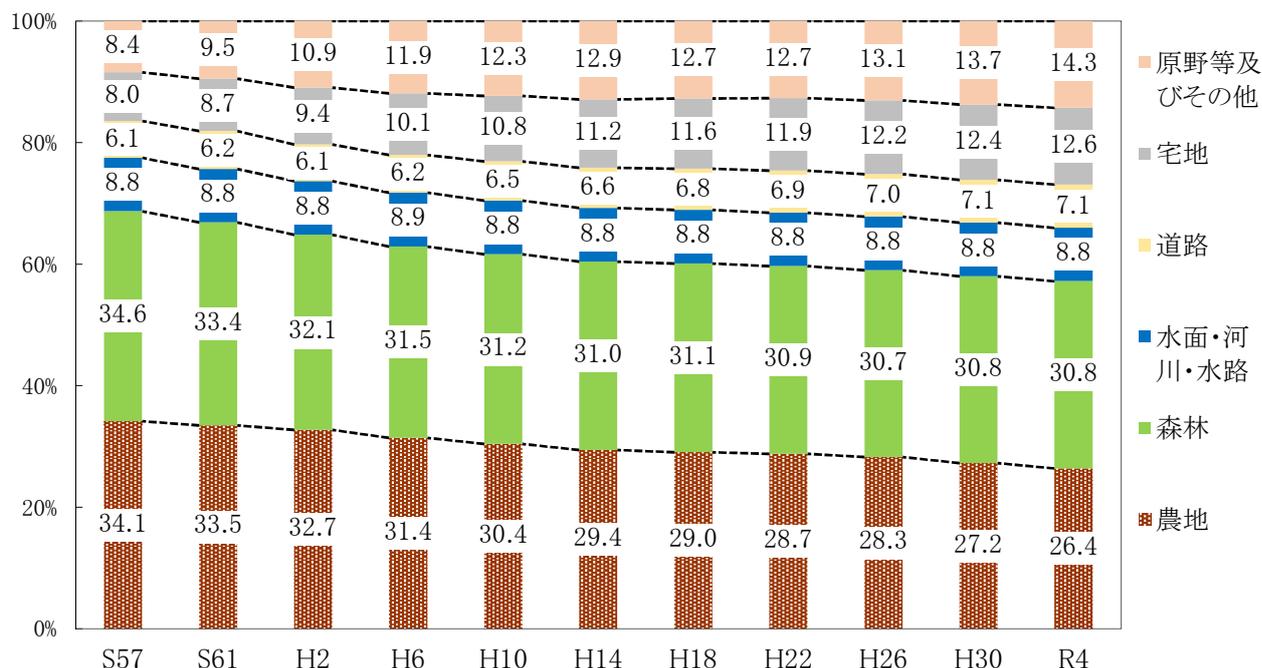
※1 原野等とは、原野、採草放牧地等である。

※2 その他の宅地とは、主に商業・サービス・業務などの施設用地である。

※3 その他とは、合計（県土面積）から、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いた面積であり、公園・緑地といった公共・公益施設用地、ゴルフ場などのレクリエーション施設用地、荒廃農地や空き地のうち、登記簿に雑種地として記載されているもの等が含まれる。

※4 端数処理のため計が一致しない場合がある。

(2) 利用区分別面積割合の推移



3 用語解説

| 索引 | 用語 | ページ | 解説 |
|----|--------------------|--------------|--|
| あ | <u>空き家バンク</u> | 10 | <u>空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家を使用したいと希望する者に紹介する制度。</u> |
| い | 茨城県県土利用の調整に関する基本要綱 | 18 | 土地開発事業の計画に関し、関連する法令等との調整事項を定めて、その適正な施行を確保することにより、総合的かつ計画的な県土の利用を図ることを目的として制定された要綱（昭和49年12月24日公告）。 |
| え | <u>Eco-DRR</u> | 9 | <u>Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略。自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け災害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減すること。</u> |
| お | <u>オープンデータ</u> | 10 | <u>「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」のことをいい、誰もが許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータ。</u> |
| か | 開発行為 | 1、11 13 | 主として、(1)建築物の建築、(2)第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3)第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等）の建設を目的とした土地の区画形質の変更をいう。 |
| | <u>カーボンニュートラル</u> | 5、8 10、12 | <u>温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。</u> |
| | <u>関係人口</u> | 10 | <u>「定住人口」でもなく、観光で訪れる単なる「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人。</u> |
| | かん養 | 8、9 12、13 | 湧水や洪水を緩和するとともに、河川流量を一定以上に維持し、良質な水を供給すること。 |
| く | 国が定める国土利用計画 | 1 | 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第5条の規定に基づき、全国の区域について定めた国土の利用に関する計画。 |
| | グリーンインフラ | 9 | 土地利用等において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を有効活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとする社会資本整備のあり方をいう。 |
| け | 県国土利用計画 | 1 | 国土利用計画法第7条の規定に基づき、都道府県の区域について定めた国土の利用に関する計画。 |
| | 健全な水循環 | 8、9 10 | 水循環基本法（平成26年法律第16号）における人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。 |
| | 県土の県民的経営 | 10、11 | 国や都道府県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域住民など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画することをいう。 |

| | | | |
|---|--------------|----------------------|---|
| り | 高規格幹線道路 | 3 | 全国的な高速自動車交通網を構成する自動車専用道路。 |
| | 公共・公益施設 | 2、4 | 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設をいう。 |
| | 荒廃農地 | 2、8 12 | 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。 |
| | 国土利用計画法 | 1 | 国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的として制定された法律。 |
| | コミュニティバス | 8 | 住民の移動手段を確保するため、市町村等が事業主体となって運行する路線バスのこと。 |
| | コンパクト+ネットワーク | 7、8 11 | <u>医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネットワークの形成を連携して取り組む考え方。</u> |
| さ | 再生可能エネルギー | 5、8 10 | エネルギー源として持続的に利用することができるもののことをいい、具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどのことを指す。 |
| | 採草放牧地 | 2、3 | 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に定める採草放牧地をいう。農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものである。なお、ここでいう耕作又は養畜の事業のための採草とは、具体的には肥料、飼料の材料を得るための採草のことである。 |
| し | 市街化区域 | 11、12 15、16 19 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。 |
| | 市街化調整区域 | 11、12 15、16 19 | 都市計画法に基づく、市街化を抑制すべき区域のこと。 |
| | 自然環境保全法 | 1、13 | 自然公園法（昭和32年法律第161号）その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された法律（昭和47年法律第85号）。 |
| | 自然公園 | 10、13 15、16 17 | 優れた自然の風景地であって、環境大臣又は都道府県知事が自然公園法の規定により指定する国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園を指す。これら自然公園においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。 |

| | | | |
|---|------------------------|-------|---|
| し | 自然公園法 | 1、13 | 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として制定された法律（昭和32年法律第161号）。 |
| | 事前復興 | 9、11 | <u>災害に備え、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておく（例えば、復興対策のマニュアル作成、人材育成等）ことに加え、被災後の復興事業の困難さを考え、事前に復興まちづくりを実現（例えば、津波による浸水被害が想定される地域において、集落や地域の継続に不可欠な公的重要施設を事前に高台に移転しておくこと等）し、災害に強いまちにしておくこと。</u> |
| | 重要港湾 | 5 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定された、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾を指す。 |
| | 森林湖沼環境税 | 8 | <u>県民共通の財産である森林や湖沼・河川を良好な状態で次世代に引き継いでいくために平成20年度に創設され、森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全の取組に活用されている。</u> |
| | 森林法 | 1、13 | 森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として制定された法律（昭和26年法律第249号）。 |
| せ | 生態系 | 9 | 生物と生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係し合って、生命の循環を作り出しているシステムのことをいう。 |
| | 生態系サービス | 10、12 | 人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。 |
| | 生態系ネットワーク | 9 | 自然の保全・再生を図るための手法の一つ。原生的な自然地域等の重要地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等を有機的に繋ぐことをいう。エコロジカル・ネットワークともいう。 |
| | 施業 | 13 | 目的とする森林を造成及び維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為。 |
| た | <u>第六次国土利用計画（全国計画）</u> | 1 | <u>未曾有の人口減少や少子高齢化の加速化等を背景とした国土の管理水準の悪化など、国土の利用・管理をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、①地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理、②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理、③健全な生態系の確保により繋がる国土利用・管理とそれらに共通する④国土利用・管理DX、⑤多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理を推進し、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指す第六次の国土利用計画（全国計画）。令和5年7月28日に閣議決定された。</u> |

| | | | |
|---|-------------|-------------|---|
| ち | 地域管理構想 | 8、10 | 平成 27 年 8 月 14 日に閣議決定された、第五次の国土利用計画（全国計画）で示された方針に基づき、国土交通省が令和 3 年 6 月にとりまとめた、人口減少下の適切な国土管理の在り方を示す「国土の管理構想」のうち、地域（集落等）レベルにおける管理構想。地域管理構想では、住民自ら、地域の現状把握及び将来予測を前提とした地域の将来像を描き、土地の管理の在り方について地域管理構想図として地図化するとともに、管理主体や管理手法を明確にした行動計画を示すこととされている。 |
| | 地下鉄 8 号線 | 5 | 正式名称は「東京都市計画都市高速鉄道第 8 号線」で、東京地下鉄（東京メトロ）有楽町線を指す。今後、埼玉県、千葉県を経由し、東京の都市機能のバックアップ等の観点から、東京都心と近隣地域（茨城県西・南部地域）とのアクセスを改善する道路・鉄道網の強化策として、本県までの延伸が期待されている。 |
| | 中山間地域 | 4、7 | 農林統計上用いられている地域区分（地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもの）のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域のことをいい、平野の外縁部から山間地を指す。 また、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）では、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を「中山間地域等」といい、条件不利地域を対象とする地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）等の指定地域を含む概念として使われる。 |
| | 地理空間情報 | 10 | 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（位置情報）とそれに関連付けられた様々な事象に関する情報、もしくは位置情報のみからなる情報をいう。地理空間情報には、地域における自然、災害、社会経済活動など特定のテーマについての状況を表現する土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像等の多様な情報がある。 |
| て | 低未利用土地 | 4、7 8、11 | 居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる土地。 |
| | デマンド型乗合タクシー | 8 | 市町村等が事業主体となり、タクシーの利便性を維持しつつ、バスと同じ乗合方式で運賃の低廉化を図ることで、高齢者等に利用しやすい交通手段を提供しようとするもの。 |
| と | 特定用途制限地域 | 12 | 用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、良好な環境の形成又は保持のため、特定の建築物等の用途について制限を定める地域のこと。 |

| | | | |
|---|-----------------|----------------------|---|
| と | 特別地域 | 13、15 16、17 19 | 自然公園内で、優れた風致景観を有し、かつ、優れた自然の状態を維持する必要がある、利用上重要な土地及びその周辺地で適正な環境を保全する必要がある、社寺等文化景観が周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している、または自然景観の育成が必要で復元の見込みのある地域。 |
| | 特別地区 | 14、15 17、19 21 | 自然環境保全地域内で生態系構造上重要な地区及び生態系の育成を特に図ることを必要とする地区、あるいは特定の自然環境を維持するため特に必要がある地区等で、保全対象を保全するために必要不可欠な核となる地区。 |
| | 特別保護地区 | 13、21 | 自然公園特別地域内で特に厳重に景観の維持を図る必要があり、かつ、特定の自然景観が原生的な状態を保持している、植物の自生地又は野生動物の生息地もしくは繁殖地として重要である等の地域。 |
| | 都市計画法 | 1、11 | 都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として制定された法律（昭和43年法律第100号）。 |
| に | 二地域居住 | 10 | 都市住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイルのことをいう。 |
| の | 農業振興地域の整備に関する法律 | 1、8 12 | 自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律（昭和44年法律第58号）。 |
| | 農地中間管理事業 | 12 | 農業をやめたり、経営規模を縮小する方の農地を、農地中間管理機構が一括して借り受け、まとめたうえで、地域の意欲ある担い手に貸し付けを行うことにより、担い手への農地集積と集約化を進める事業のこと。 |
| | 農用地区域 | 12、15 16、19 21 | 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう。 なお、農用地区域内にある土地については、農業上の用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地など）が指定されており、原則として指定された用途以外の用途に供することはできない。 |
| は | バイオマス | 10 | バイオマス（biomass）とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には、再生可能な生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたものをいう。なお、生物由来性の資源には、植物及び動物等の生物由来の製品から、それらの生命活動から排出される廃棄物、生ごみ、ふん尿、汚泥等までが含まれる。 |
| ふ | <u>復興まちづくり</u> | 9 | <u>被災後、市町村が中心となり、専門家の参画を含めて、住民との合意形成のもと市街地整備を進めること。</u> |
| ほ | 保安林 | 13、15 16、19 21 | 水源のかん養等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林をいう。立木の伐採や土地の形質の変更等が制限される。 |

| | | | |
|---|--------------|-------------------------|---|
| や | 山元立木価格 | 3 | 林地に立っている樹木の価格で、樹木から生産される丸太の材積(利用材積) 1 m ³ 当たりの価格で示される。最寄りの木材市場の売渡し素材価格から、伐採や運搬等にかかる経費(素材生産費等)を控除することにより算出され、森林所有者の収入に相当する。 |
| よ | 用途地域 | 11、12 15、16 19、21 | 都市における土地の合理的な利用を図るため、建築物の用途規制や、建ぺい率・容積率等の形態規制を定める地域のこと。住居系7種類、商業系2種類、工業系3種類の計12種類に分類され、地域の目指すべき市街地像に応じて市町村が定める。 |
| ら | ライフライン | 9 | 「生活の幹線、すなわち都市生活を営む上での命綱」と定義されるものであり、①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。具体的には、電気、ガス、上下水道、交通、通信といった狭義の施設と、これらに工業用水道、廃棄物等の処理システム、農業用溜池、空港等を加えた広義の施設があるが、国土利用計画(全国計画)では、主として狭義の施設を対象としている。 |
| | ラムサール条約 | 2 | 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びその動植物の保全を促進することを目的とする条約。1971年2月2日に制定され、1975年12月21日に発効した。県内では、渡良瀬遊水池(平成24年)、酒沼(平成27年)がラムサール条約湿地として登録されている。 |
| り | リモートセンシング | 10 | 地球観測衛星等のように遠く離れたところから、対象物に直接触れずに対象物の大きさ、形及び性質を観測する技術のこと。 |
| | 流域治水 | 9 | 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。 |
| れ | レクリエーション施設用地 | 2、4 | 国民のレクリエーション活動に供される土地のことをいう。国土利用計画(全国計画)では、観光白書の「公的観光レクリエーション地区」、「公的観光レクリエーション施設」及び「民間観光レクリエーション施設」を対象としている。 |

茨城県土地利用基本計画（計画書）の変更に係る経過及び今後の予定

【これまでの経過】

| | |
|-------------------|--|
| <u>令和6年1月13日</u> | <u>令和5年度第2回国土利用計画審議会</u> 新たな土地利用基本計画の骨子案を報告 |
| 3月7日 ～3月27日 | 庁内関係課への意見照会 土地利用基本計画（素案）に対する意見照会・内容調整 |
| 4月25日 ～5月29日 | 市町村・庁内関係課への意見照会 土地利用基本計画（原案）に対する意見照会・内容調整 |
| <u>7月26日</u> | <u>令和6年度第1回国土利用計画審議会</u> 土地利用基本計画（原案）を諮問 |
| 9月5日 ～10月4日 | パブリックコメント 土地利用基本計画（原案）について県民からの意見募集 ※意見の提出はなかった。 |
| 10月2日 ～10月18日 | 市町村への意見照会 土地利用基本計画（案）に対する意見照会・内容調整 |
| 10月23日 ～12月12日 | 市町村長への意見聴取（法定） 土地利用基本計画（案）に対する意見聴取 |
| 11月1日 ～12月10日 | 国土交通省への事前協議 土地利用基本計画（案）を提示・内容調整 |
| <u>12月25日</u> | <u>令和6年度第2回国土利用計画審議会</u> 土地利用基本計画（案）の取りまとめ |

【今後の予定】

| | |
|----------|----------------|
| 令和7年1月～ | 国土交通省への本協議（法定） |
| 令和7年2～3月 | 計画の変更決定・公表 |